

## 総務常任委員会記録

令和4年 第3回定例会	
1 日 時	令和4年9月13日(火) 午前10時00分 開会 午後 4時14分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	梶 原 隆 委員長 藤 田 義 昭 副委員長 石 川 さやか 委員 鈴 木 毅 委員 市 田 登 委員 佐 藤 誠 委員 増 渕 靖 弘 委員 鰐 原 一 男 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	大 島 久 幸 議長 小 島 実 副議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	小 杉 局長 柳 田 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	2人

総務常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
総合政策部	総合政策部長	南雲 義晴	9名
	危機管理監	渡辺 孝和	
	総合政策課長	益子 則男	
	財政課長	秋澤 一彦	
	秘書課長	鈴木 武司	
	鹿沼営業戦略課長	斎藤 史生	
	まちづくり戦略課長	柏崎 英一郎	
	情報政策課長	鈴木 智久	
	総合政策課総務係長	竹澤 佳満	
行政経営部	行政経営部長	篠原 宏之	8名
	行政経営課長	佐藤 靖	
	人事課長	小泉 宏	
	税務課長	諏訪 敏郎	
	納税課長	渡辺 富夫	
	契約検査課長	関口 正視	
	行政経営課長補佐	松島 貴行	
	庁舎整備推進室長	網 浩史	
市民部	市民部長	福田 浩士	5名
	生活課長	佐藤 美樹子	
	地域活動支援課長	柿沼 紀子	
	市民課長	青木 康子	
	人権推進課長	日向野久仁子	
会計課	会計管理者	矢口 正彦	1名
議会事務局	議事課長	小太刀奈津美	1名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	湯澤 紀之	1名
監査委員事務局	監査委員事務局長	駒場 秀明	1名
消防本部	消防長	星野 富夫	6名
	消防総務課長	若林 雄二	
	予防課長	石原 幸二	
	地域消防課長	大島 賢一	
	警防救急課長	稗田 隆	
	通信指令課長	渡邊 靖	
合 計			33名

## 総務常任委員会審査事項

- 1 議案第59号 専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号))
- 2 議案第62号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)について
- 3 議案第67号 令和4年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 4 議案第68号 令和4年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 5 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 6 議案第72号 工事請負契約の締結について
- 7 議案第73号 工事請負契約の締結について
- 8 議案第74号 物品購入契約の締結について
- 9 議案第75号 物品購入契約の締結について
- 10 議案第76号 物品購入契約の締結について
- 11 議案第77号 物品購入契約の締結について
- 12 議案第80号 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 13 議案第87号 鹿沼市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

## 令和4年度 第3回定例会 総務常任委員会概要

○梶原委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いします。議場内は大変暑くなりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案13件であります。

はじめに、議案第59号専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 おはようございます。財政課長、秋澤です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第59号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）のうち、関係予算の内容についてご説明をいたします。

この補正は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の状況や、コロナ禍における原油・物価高騰に伴う関係団体からの緊急の支援要望等を踏まえ、追加支援策を展開するとともに、行政のデジタル化に向け、その基盤となるマイナンバーカードの普及促進を図るため、関係予算について7月27日付で専決処分をしたものであります。

お手元の「令和4年度補正予算に関する説明書」の、表紙に「一般会計（第4号）」と入っているほうになりますけれども、そちらの3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

15款「国庫支出金」2項1目「総務費国庫補助金」について、4ページの1節「総務管理費国庫補助金」3億3,719万1,000円の増につきましては、歳出予算に計上した、各種感染症対策及び原油・物価高騰対策等の財源として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額するものであります。

その下の、2節「戸籍住民基本台帳費国庫補助金」1,293万7,000円の増につきましては、マイナンバーカード申請及び交付窓口の強化等に係る財源として増額をするものであります。

なお、いずれの補助金も補助率は10分の10であります。

5ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明をいたします。

一番上の、2款「総務費」1項1目「一般管理費」1,738万2,000円の増につきましては、新たに指定した避難所に、感染防止対策物品等を購入するものであります。

その下の、2目「総合企画費」5,973万9,000円の増につきましては、マイナンバーカードの交付促進を図るため、カード保有者1人当たり1,000円分のクオカードを交付するものであります。

その下の、5目「交通対策費」188万5,000円の増につきましては、コロナワクチン

の4回目接種対象が拡大されたことなどから、現在実施しておりますワクチン接種会場へのリーバス・予約バスの無料運行及び高齢者等へのタクシー利用助成に係る経費を増額するものであります。

その下の、8目「財産管理費」168万3,000円の増につきましては、公共施設における飛沫防止パネルや消毒液等を購入するものであります。

その下の、3項1目「戸籍住民基本台帳費」1,293万7,000円の増につきましては、マイナンバーカード交付事務に係る人員を増員するとともに、交付申請手続に係る予約システム及びオンライン申請サポート用のタブレット、こちらを導入するなどによりまして、カードの普及促進を図るものであります。

以上で、「令和4年度一般会計補正予算（第4号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 6ページの企画調整事務費で、そのマイナンバー促進のために、クオカードを配るところなのですけれども、そもそもこれ専決だから、もう反対とかもないのですけれども、まずマイナンバーカードを促進していこうということは基本的に賛成ですし、そのときに、そのインセンティブをつけるということも、逆にわかりやすいのだと思います。何かグッズをあげるというよりは、もうずばりその1,000円という金額的なものを出すということは、ストレートで僕はいいいことだとは思いますが、ただ、これは、もちろん反対している趣旨ではないのですが、ちょっと今後の参考ということで聞きたいのですが、そういうずばり、はっきりとした対価を出すということが、行政のルール上、ありなのかなって、例えばですけれども、何か市が企画した大きなね、講演会とか、セミナーを例えばやりたいと、そのときに集客が心配だっていうときに、「来てくれたら2,000円あげます」ということも、例えばですから、副市長、こう首かしげないでください。

やっぱり、可能なのかなという中で、そのこういったことね、法的な問題点とかというのはそもそもどういうことになっているのかって、つまり禁止されていないから、基本的にはいいのだと思うのです。逆に何かの地方自治法上でね、金銭の対価をね、そういうものなんかね、べらぼうに出してはいけないみたいなものがあったりしたらできないでしょうけれども、ないのでしょうから、そういった何か、これを今回進めたに当たって、そういうその、何度も言うのですけれども、何か金銭的なものをね、出すということの妥当性ですか、反対していないですからね。教えてください、すみません。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

ただいまの金額等が妥当かどうかというか、国のほうの地方創生臨時交付金の交付内容には、このクオカードのためのそういった、こういうマイナンバー交付の際、そういうニンジンぶらさげるではないですけれども、そういったものは例としても載ってまして、全国どこでも、そういったようなことをやって、結構アップさせているのですね。

それで、ちなみに都城市って80何%ありますけれども、あそこは5,000円の商品券を配っていますので、そのような、やはりものを作って、我々も今回、1,000円でありま

すけれども、まずはちょっと試してやってみて、どれだけ上がるかということをもまず効果を検証したいということがあるので、そこで、取得率の向上に向けて、何とか目標の50%いけるように頑張りたいと、もしくは100%を目指していきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 都城の5,000円というのを聞いてしまったら、もう何か足りなくないませんかという話になってしまうのですけれども。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

余計なことを言ったような気がします。

そうはいっても、私が言いたいのは、やはり金額を上げれば、それだけの効果があるということもあるのだなというふうに思っています。

それで、今回、私どもはクオカードですので、クオカードという、やはり使えるのがコンビニエンスストアとかね、そういうところですから、まずはその1,000円でやってみたい。

それで、例えば、ねらいなのですけれども、1人のお子さんがいて、夫婦でいれば3人いるわけですね。

そうすると3人で3,000円になる。そうすると、保育園だの、小学校だのどこから行ったときに、親たちが行き会って、「うちじゃ3,000円もらったんだよ」「5,000円もらったんだよ」という、そういうロコミの効果をまずねらって、「あ、じゃもらいにいこう、じゃとろう」というような、そういうねらいのもと、1,000円で、まずはやらせていただきたいというふうに、そういうことで、今回は企画させていただきました。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、そもそも戻りますけれども、そのインセンティブというものは、その国の例示として、こういうのもあり得るというのを根拠にやっているということだから、そういうものがもしなかったら、やっぱり基本的には、そういうものに対しての対価というのは、あまり行政が思いつくものでもないし、やろうと推進するものでもないという認識でよろしいのですよね。

○梶原委員長 益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

今の委員さんが申したとおり、私どもも最初はそういった事例がないと、やっていいものなのかなと、ちょっとそういったものがありまして、ばらまきになりますので、ましてね、マイナンバーカードなんていうの、とるのが義務のようなものなので、そこへエンジンをつけていいのかというところはあったのですけれども、やっぱり先ほど言ったように、他市の状況を見ると、やっぱり率が高いところはそういったものを行っているので、「まあ、じゃ、鹿沼市もやってみよう」と、そういうふうに思ったところで、今回企画した内容となります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 益子さんにちょっとお聞きしたいのですが、僕もちょっとよくわからないのですが、マイナンバーを申請しますと、昔はマイナポイントというのがもらえて、当初5,000円だったのかな。それで、今は多分2万ポイントだったと思うのですが、それとはまた別にそのクオカードがもらえるということでもいいのかというのと。

あと、そのマイナポイントは、どういうふうにして使えるのかというのが、たまに聞かれると、僕もよくわからなくて、ポイントなので、現金ではないのですよね。

それで、どういうふうにして使用するのかというのが、もしわかればいいのです。ちょっとお願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

すみません、マイナポイントの関係は、ちょっと市民課のほうの課長のほうから、内容については、ちょっと細かいところは。あ、ごめんなさい。情報政策の鈴木課長のほうから、すみません。

それで、私のほうは、そのクオカードにつきましては、マイナポイント以外にも、それと別です。全く別です。ええ。市で、これ9月30日に鹿沼市民であれば、今までとった人、これからとる人につけては、1人、マイナンバーカードもらえば、1,000円渡しますし、今まで取得した人には郵送でお送りします。ええ、そういった内容の事業です。

すみません、私のほうは、説明は以上です。

○梶原委員長 鈴木情報政策課長。

○鈴木情報政策課長 情報政策課長の鈴木と申します。よろしくをお願いします。

マイナポイントの関係なのですが、委員がおっしゃるように、現在は第2弾という形で、2万ポイント、最高までつくという状況になっております。

それで、基本はまず、以前からいって、あの5,000ポイントというのは、以前からスタートしているわけなのですが、5,000ポイントをもらうには、マイナンバーカードとひもづけというか、一応QRコードを読み込んで、ひもつけをすると、それで、まずそこに当たっては、キャッシュレスサービス、わかりやすく言えば、例でいうと、例えば、nanacoさんとか、その辺のキャッシュレスサービスにひもづけする形になりまして、それで、それだけでポイントが入るわけではなくて、そこにマックス2万円のチャージをしていただくと、そのチャージ分に対して、25%の5,000円が入ってくるというのが、まず以前から始まっている第1弾の5,000円ポイントになってきます。

それで、今回第2弾で追加されたのは、健康保険証とやはりそのマイナンバーカードをひもづけをすると、7,500ポイントが、先ほどお話をさせていただいたキャッシュレスサービスのほうに、これはもう、例えば、お金をチャージすることなく、2、3日後ぐらいにはポイント、7,500ポイントが入る。

それで、あわせて、公金口座受け取りといいまして、以前ですと、給付金とか、10万円をもらうのに、公金口座を登録しておく、やはりそのひもづけをして、連携をすることによって、7,500ポイントが入ってくるという、合計、5,000円と7,500円と7,500

円のその3つのポイントがあわせてそのキャッシュレスサービスのほうのそのポイントとして入ってきますので、それをカードを利用してお買い物とかすると、そのポイントを使ってお買い物ができるというような内容となっております。よろしいでしょうか。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 何となくしかわからないのだけれども、ぶっちゃけ。

そうすると、僕はよく言われるのが、カードを持ってない人は、ではできるのかということなのですね。

世の中には、クレジットカードない人もいるのです。あえてつくらない人もいるし、やっぱり現金の人も、この中にもいますけれども、その割賦、割賦というか、後払いというのがやっぱり性格的にあわなくて嫌だという人もいるので、その場合、どうするのかなというのをちょっとお聞きしたいのです。

○梶原委員長 鈴木情報政策課長。

○鈴木情報政策課長 基本的にキャッシュレスサービスに、もうそこにひもづけをするという形の仕組みになっておりますので、ちょっと、例えば、そういったものをお持ちではない、あるいは、例えば、ヤオハンとか、すみません、セブンイレブンで買い物する際も現金だった人に関しては、申し訳ないのですけれども、このポイントはちょっとご利用できないという形になってしまいますので、ポイントを利用したい場合は、ちょっとお手数になってしまうのですけれども、普段買い物をするところで、そういったカードをつくってもらって、そうすると、全く買い物をしないところだね、ポイントが入っても、全然使わない状態になってしまいますので、よく電話等で案内する際も、一応買い物、普段、もし持っていない方だったら、ちょっと買い物をするところで、そういったカードをつくっていただいて、そこに入ってくると、そういう形をお話させていただいておりますので、一応、そのようにお考えいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほかご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 6ページで、マイナンバーカードを促進するために、人員増員にするのだったということですね。そうしますと、12ページでね、会計年度の任用職員で、7人増えていますよね。その費用が1,188万5,000円ということなのでしょうけれども、この7人というのは、全部マイナンバーカード促進に要する人員ですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

今回、この12ページに記載されておりますイの会計年度任用職員の比較の欄で、7名増加ということで記載されております。

こちらにつきましては、期末手当、ボーナスですね、こちらが支給の対象になる人数が記載されております。

その支給の要件につきましては、週15.5時間以上勤務、あわせて任用期間が6カ月以上の者ということで決められております。

この7名につきましては、市民課でマイナンバーのカードの関連の業務に従事する職員が7名ということで計上されております。

ただし、金額につきましては、この中に、この後、農政課のほうで、農業者の緊急支援給付金のほうの会計年度任用職員3名分も金額的には含まれております。

ただし、こちらの農業の関係のほうにつきましては、任用の期間が5カ月間ということで、期末手当の支給の対象となっていないものですから、こちらの人数には含まれておりません。

ですから、実質的には人数は10名で、金額が合計で、1,188万5,000円ということになっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、マイナンバーカードを促進するための人員の増員は7名だつて理解してよろしいのですか。

○梶原委員長 小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

はい、委員おっしゃるとおり、7名ということで、間違いありません。

参考に金額につきましては、よろしいですか。はい、すみません。ありがとうございます。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、今度、栗野とか、北犬飼かな、そのほかもう1つあったよね。コミュニティセンターへも増員になるわけですか。それは増員にならなくて、こちらの本庁だけなのですか。その7名の配置はどうなりますか？

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。青木市民課長。

○青木市民課長 市民課長の青木です。よろしく願いいたします。

ただいまの委員のご質問にお答えいたします。

今回の7名の会計年度職員ですね、その方たちは、本庁ですね、市民課のほうのみでの、はい、業務となります。

説明は以上です。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、本庁で7名やりますよね。

そうすると、私もね、「ああ、栗野のコミュニティセンターでやってくれるんじゃないかね、栗野のコミュニティセンターでマイナンバーカード届けようかな」と思うのですが、そうすると、そういう人が多く出ると、コミュニティセンターの仕事が増えますよね。

そのときに、コミセンも、そのマイナンバーカードに対する、やっぱり知識も必要ですわね、手続はね。

そういうことはどのように対応されるのですか。

○梶原委員長 青木市民課長。

○青木市民課長 市民課長の青木です。

ただいまのご質問にお答えします。

実は10月からですね、全コミセンで、マイナンバーカードの申請の受付を開始するよう、今取り組みを進めているところでございます。

ですが、今委員がおっしゃったように、職員の負担にならないような方法ですね、そちら検討しております、なるべくスピーディに、かつ職員に負担がかからない方法で申請の受付を行っていく予定となっております。

説明は以上です。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 今初めて、私聞いたのですけれども、私、3つのコミセンが扱うのだと思っ  
たら、今全部のコミセンで10月からやるのですか。それちょっと確かめておきたい。

○梶原委員長 青木市民課長。

○青木市民課長 市民課長の青木です。

ただいまのご質問にお答えします。

委員のおっしゃっていたのは、来年1月からですね、6コミセンのほうで、はい、主要コミセンですね、北犬飼、東部台、菊沢、北押原、南押原、栗野の6コミセンで、機械を導入したマイナンバーカードの更新等ですね、そちらの手続もできる機材、端末を導入した業務の開始となっております。

今回10月から始めるのは、そういった機械ですね、端末がなくても、受付をするという  
ことで、申請書の申し込みを受け付ける予定となっております。

説明は以上です。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 私の知識不足で申し訳なかったのだけれども、6個のコミセンは、1月から  
機械が導入されてやるということで、その予算は、この中に入っているのですか。

○梶原委員長 青木市民課長。

○青木市民課長 ただいまの委員のご質疑にお答えします。

6コミセンで行う端末の予算は、6月に補正ですね、行っておりまして、そちらのほう  
で要求しております。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 記憶で申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

○梶原委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどコミセンに置くということなのですが、北犬飼とかはまだ、ほ  
ら新しいですし、すごいスペース的に余裕があると思う。東部台はただでさえ、職員ぎ  
っちり、中に入ればわかるのですけれども、そんなに余裕ないのですよ。

ましてやその、鹿沼で僕的に思うと、やっぱり一番使用頻度の高いコミセンだと僕は  
思っています。いつも、たまに行くのですけれども、やっぱりいつもにぎやかです。

それで、そういうところに、どこに置くのかなというのと、その機械がどのぐらいの  
大きさなのかというのが、これちょっと重要で、事務所の中に、東部台の場合は多分置  
く場所がないのではないかな。ただのこのホールみたいなところに置くのだったらいい  
のですけれども、絶対ホールに置いたら、わからないって、絶対呼ばれるのですよね。  
そうすると、ただでさえ煩雑な東部台コミセンが、もっとてんでこまいになってしまう  
のではないかなと思うのですけれども、そこら辺、どんなふうに考えて。

○梶原委員長 説明、できますか。青木市民課長。

○青木市民課長 ただいまの鈴木委員のご質問にお答えします。

今回東部台のほうに端末を置くに当たりまして、事前に視察ですね、行いました。

それで、実際に置く機材なのですが、ノートパソコン1台と、件名変更用の機材ですね、大体このくらいの、大体30センチ、縦20センチぐらいの大きさの機械を置くものとなっておりますので、場所については、問題なく設置できると考えております。

説明は以上となります。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。増淵委員。

○増淵委員 先ほど小泉課長のほうから、任用職員のあれで、条件があつて、半年間、1週間に15.5時間で、半年間やると、期末手当が出るという説明を受けたのですが、それはもう法律で決まっているからいい、そのことではないのですが、1週間に15.5時間ということは、大体3時間ちょっとだよ。

3時間ちょっとで、それで6カ月勤めると、期末手当が出るという、この任用職員の単価は、普通の民間からいったら、えらい、期末手当まで合計すると、時給の単価が高いと思うのだよ。常識的に考えて。

大体その単価が割り算で出るかどうか、まず、先ほどほら、なんだ、農業のほうのあれで、それ入っていないからというので、そこの金額がわからないから、私割り算できないのですが、何が言いたいかという、正規職員は、物すごい厳しい今皆さんは試験や何かを受けてやっているのですが、この任用職員というのは、本当に臨時でやるときに、今この不景気で、こういう人たちが長く、逆に勤めてしまうと、こういう条件のよければ、どんどんどんどん、その採用と、そういう期間の条件というのはどうなっているのかなと、私の想像だから、この単価がいいというふうに計算してあるのですが、この単価は時給になおすと、いいと想像している、これ大体わかるかなというのが1つ。

その採用条件と採用期間、なるべく、そういう今学生さんとか、就職で、今なかなかできない人に、条件のいいところで、市役所で雇用をね、やるのはいいことだと思うし、せつかくこういういい条件で、法律で決まっているのだから、それを長くずっと、その人が独占してずっとやってしまうと、ずごく割のいいところをずっと居座ってしまうという形が、私はあまりいいあれではないと思っているので、そこの条件と時給と、その採用はどういうふうな形になっているのか、そこをお聞きしたいのです。よろしくお願ひします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願ひします。

増淵委員ご質問の時給につきましては、一月当たり13万4,640円ということで、これを勤務時間で割り返しますと、897.6円、897円ですね、すみません。897円となっております。

ただし、こちらは今般報道されていますように、最低賃金が引き上げられました。

それにつきましては、12月の補正で対応する予定でございますので、ご了承いただきたいと思ひます。

あと、採用の期間につきましては、会計年度任用職員ですので、任用の期間はあくまでもその年度内ということで、最長でも1年間ということで、やらせていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○梶原委員長 増渕委員。

○増渕委員 どうも委員長。

それは時給はわかったのだけれども、期末手当が入ると、そこ加算されますよね。それを足さないと、この時給、正確に出てこないと思う。6カ月間やった人に。ということで、1年間やるということは2回出るという、それとも、期末手当は1回だけ。そこから辺のところ、最低賃金はわかったのですけれども、それに足されるから、条件がよくなるのではないですか、私の質問なので。

それと採用に当たっての、採用はどういうところで、面接は誰がどういうふうにするのかというのを、ちょっとお聞きしたいので、そこの2点お願いします。

○梶原委員長 小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願いします。

期末手当の金額なのですが、1人当たり9万7,000円を支給する予定でございます。

こちらは12月の期末手当1回となっております。

ですので、その分を含めると、すみません、時給換算はちょっと後で、ご説明をさせて、はい。説明をさせていただきます。

はい、すみません。あと採用に当たっての面接ということですが、人事課のほうで、私、人事課長と、あと人事係の係長で面接をさせていただいて、評価をさせていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第59号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認とすることに決しました。

次に、議案第62号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第62号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)」のうち、関係予算の主な内容につきまして、ご説明をいたします。

令和4年度補正予算に関する説明書、表紙に「一般会計(第5号)」と入っているものになりますが、その3ページを、一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

中段の、15款「国庫支出金」、2項1目「総務費国庫補助金」の右側のページの説明欄2行目「地方創生臨時交付金」につきましては、本補正予算に計上した、幼稚園・保育園等における感染防止対策や運動公園のトイレ洋式化工事などに係る財源として、747

万 8,000 円を計上するものであります。

説明欄のその下の段の 2 行目、「戸籍事務費国庫補助金」1,004 万 7,000 円の増につきましては、戸籍事務のデジタル化に向けたシステム改修等に係る財源として計上するものであります。こちらの補助率は 10 分の 10 であります。

3 ページのほう戻っていただきまして、6 目の「消防費国庫補助金」308 万 7,000 円の増につきましては、消防団の加入促進事業や訓練用の備品購入等に係る財源として、計上するものであります。こちら補助率は 10 分の 10 であります。

5 ページをお開きください。

上から 2 段目の、16 款「県支出金」2 項 1 目「総務費県補助金」の右側の説明欄 2 行目「地方創生事業費県補助金」315 万円の増につきましては、今年度における本市への移住支援に係る財源として計上するものであります。補助率は、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の、合わせて 4 分の 3 であります。

5 ページのほうに戻っていただきまして、9 目「消防費県補助金」77 万 9,000 円の増につきましては、消防団の PR 事業や、消防団被服費に係る財源として計上するものであります。補助率は 2 分の 1 であります。

その下の段、18 款「寄附金」1 項 1 目「総務費寄附金」3 億円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の現段階での寄附状況から本年度の実績を見込み、増額をするものであります。

その下の段、20 款「繰越金」13 億 8,961 万 6,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

9 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明をいたします。

一番上の、2 款「総務費」1 項 1 目「一般管理費」の右側の説明欄、1 行目の「ふるさと納税推進事業費」1 億 4,107 万 3,000 円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の増額となります実績見込みを踏まえまして、返礼品等の関係経費を増額するものであります。

その下の、「新型コロナウイルス対策基金積立金」962 万 5,000 円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の使途の指定状況を見込みまして、次年度以降の活用に向け、基金への積立額を増額するものであります。

次に、2 目「総合企画費」420 万円の増につきましては、国の制度に基づく本市への移住者に対する補助金の申請件数の増加が見込まれることから、増額をするものであります。

その下の、3 目「行政情報システム管理費」3,729 万円の増につきましては、市内のインターネット系システムの更新に伴い、初期設定業務に係る費用を計上するものであります。

その下の、8 目「財産管理費」の右側の説明欄の一番上、「普通財産管理費」63 万 6,000 円の増につきましては、現在、民間事業者に貸し出しをしております、旧西大芦小学校及び旧久我小学校において、電気料金の改定に伴い、増額をするものであります。

なお、借り主の事業者からの電気使用料について、歳入予算に同額を計上しております。

その2つ下の「○」になりますけれども、「財政調整基金積立金」及び、その下の「公共施設整備基金積立金」につきましては、次年度以降に予定されている大型公共事業等を見据え、基金への積み立てを行うものであります。

11目「地域振興費」の説明欄、「かぬま・あわの振興基金積立金」2億1,664万1,000円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の増収見込みに伴い、積立額を増額するものであります。

9ページが一番下、3項1目「戸籍住民基本台帳費」1,005万8,000円の増につきましては、国の法改正に伴いまして、デジタル化による戸籍届け出に関する行政手続の簡略化、また戸籍証明書等の交付申請手続が本籍以外の自治体においても可能となるよう、システム改修費等の経費を計上するものであります。

少し飛びまして、13ページをお開きください。

一番下の段の4款「衛生費」1項7目「墓地理葬費」の右側の説明欄の一番上、「斎場費」447万1,000円の増につきましては、燃料費が高騰している状況を踏まえ、今年度の実績見込みにより、燃料費の増額を行うものであります。

その下の「見笹霊園費」500万円の増につきましては、今年度実施を予定している見笹霊園17号墓域整備工事について、工事単価の上昇を踏まえ、増額をするものであります。

19ページをお開きください。

一番下の9款「消防費」1項2目「非常備消防費」の右側の説明欄の一番上、「非常備消防施設整備事業費」520万円の増につきましては、老朽化した市内3カ所の火の見やぐら、こちらの解体・撤去を行うものであります。

その下の「消防団活性化対策事業費」464万8,000円の増につきましては、消防団員のアポロキャップ等の更新や訓練用備品等の購入のほか、消防団のイメージアップや加入促進、さらに防火防災意識の啓発等に向けた広報活動を行うため、PRグッズ購入費等の関連経費を計上するものであります。

21ページをお開きください。

一番下の、14款「予備費」2億319万円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

次に、25ページをお開きください。

今回、債務負担行為の追加項目として、一番上の「防災対策推進費（新庁舎整備防災システム移設業務（第2期））」でありますけれども、庁舎整備の第2期工事完了後、令和5年度に実施を予定している防災システムの移設業務について、今年度中に入札手続に着手する必要があることから、限度額を709万9,000円とする債務負担行為を設定するものであります。

以上で、「令和4年度一般会計補正予算（第5号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 一番最後の防災対策推進費ですか、次年度にやる予定だけれども、今設定しておいたということかなって、これ2つあるのですけれども、もうちょっと詳しくこれ、

教えてほしいのですね。今、こういう防災のっていう、大事な話なので、よく勉強しておきたいというのが1つと。

あと、ここで、もう2つ目の質問は、709万9,000円って決めてしまうと、何かその、業者の落札の中で、もうこの金額が上限だなというような、わかってしまうことになるのかなみたいな、その2つお願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 防災システムの関係の移設の詳しくというふうなことですけれども、基本的には、5つのシステムがございます。

まず全国瞬時警報システム、一般的にJアラートと呼ばれているものです。

次に、2つ目が、栃木県防災情報ネットワークシステム、これは県から発信されるものになります。

3つ目として、発令判断システム、これは市が避難情報等を発信する場合に使用しているシステムでございます。

4つ目が、栃木県震度情報ネットワークシステムということで、地震が発生した際に、市内の震度計について把握する、震度について把握するシステムです。

5つ目として、栃木県防災行政無線半固定無線機ということで、これも県の関係のシステムを市の危機管理課のほうに備えているものでございます。

これを令和5年度、年度当初に移設をするためには、やはり本年度、4年度中に契約の手続が必要だというふうなものでございます。

ここ最近では、気候の変動というふうなことで、4月、もしくは5月ぐらいに大雨警報なんかも出るような状況にありますので、速やかにこれらのシステムの移設を進めたいというふうな考えで、今回の債務負担行為の設定をしております。

また、709万9,000円ですかね、こちらにつきましては、基本的に予算計上する場合に、このシステムの見積もりというふうなものをとっておりますので、それらについての合計額というふうなことで設定をしております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございました。勉強になりました。

若干、これ、厳しい見方をしていくと、もう1回質問なのですけれども、今半分とはいえ、もう新しい庁舎ができていますよ。

何か、そのときにもう、これ移しておいてもよかったのかなというのが、それで、先ほど危機管理監のお話の中で、春にも確かに大雨云々ということで、必要だと思うのですよ。

だから、これは最近の情勢を見て、今回、この時期にやっってしまうという決断がなされた予算措置なのか。それとも、もともと庁舎の移設の中で、このぐらいのタイミングだよねということでの、今回上がってきたのか。

もともとの計画としてあったのか、最近の情勢を見て判断したのかということを知りたいのと、私の指摘としては、もう最初から半分建った時点で、ぱっと移していないと、これはやっぱり、今仮の期間とはいえ、やっぱり本庁舎がもう機能しているわけですから、昨日の窓口のことと一緒になのですよ。来年やるからと言ったって、もう窓口は、も

う走っているの、そういう中で、そもそもやっておいてもよかったのかなという意見でございます。よろしく申し上げます。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 危機管理監の渡辺です。

まず、最近の情勢でこの移設をするに至ったのか、あるいは、もともとのことかということですが、もともとのことということで、危機管理課につきましては、今第1期工事の中に入っているのですけれども、将来的にはといいますか、2期工事が終わった際には、今の位置から、今2期工事でやっているところに最終的に危機管理課は配置されるというふうなことになりますので、そのために、もともとそういうふうな計画だったので、今回計上すると、設定をするというふうなものでございます。

最初から、移しておけばというふうなことのご意見もあったかと思うのですが、もちろん、第1期工事の今の位置に仮に入って、それから第2期工事が完成になった暁には、最終的な位置に配置されるというふうなことでのこととなりますので、ご理解をいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。もともと考えていたということと、2期工事のできたほうに移すのだということなのですから、これまたちょっときついことを、ごめんなさいね、言ってしまうのですけれども、さっきと同じです。

やっぱり危機管理のそういうシステムというのは、ではもともともう第1期工事のできた場所にずっとそこで据え置きでやっておけば、これ700万円、要は引っ越し代ですからね、これ、かからなかったわけですよ。もちろん、いろんなね、やりくりの中でね、どうしても移すような工程でしか組めなかったということはね、これは次に網室長から聞きたいのですけれども、聞かないです、嘘です。

ですけれども、すみません。

でも、やっぱり700万、やっぱりね、もったいなくなってしまうわけですよ。それ、やっぱり、いろいろ、やっぱり庁舎の進め方に関してはね、やっぱりいろいろ厳しい指摘が議会からも出ている中では、こういうところはやっぱり指摘されてしまうのではないですか、ねえ。

それぐらい、どのぐらいのその5つのシステムが、物理的な容量でね、どのぐらいのものであるというのは、ちょっとよくわからないのですけれども、何とかならなかったのですかということですよ。

ではないと、700万、引っ越し代で、ちょっと損していませんかということです。よろしく申し上げます。

○梶原委員長 渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 危機管理監、渡辺です。

ここの分については、もうどうしてもやむを得ないというふうな、庁舎整備の中で、危機管理課の位置について、第1期工事の中に仮に入って、完成時には、第2期工事のスペースに移るというふうなことは、やむを得なかったというふうな認識でございます。

以上で終わります。

- 梶原委員長 市田委員。
- 市田委員 9ページの一般管理費のうちふるさと納税推進事業費、こちらの返礼品がたくさん、これから、要するにふるさと納税が増えて、返礼品が増えていく形かと思えますけれども、委託料の1億1,595万2,000円のものし内訳がわかれば、教えていただければ。
- 梶原委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。
- 齋藤鹿沼営業戦略課長 鹿沼営業戦略課長の齋藤です。  
お答えさせていただきます。  
委託料の内訳につきましては、業務の委託業者に支払うものとなりまして、内容としましては、受領書の代行発送や返礼品の現物物品の購入費、あわせまして、返礼品の発送管理、寄附者からの問い合わせ調整など、様々な業務を委託してもらっている部分になります。  
この経費分を昨年度の実績ベースで算定いたしまして、年度末までの支払い額を見込みまして、そこから不足します1億1,595万2,000円を算定させていただきました。  
説明は以上です。
- 梶原委員長 市田委員。
- 市田委員 大体わかったのですが、これ最終的には、どのぐらいの金額になるか、寄附額ですか、もしわかれば教えて。
- 梶原委員長 齋藤鹿沼営業戦略課長。
- 齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。  
委託料としましては、今年度の見込み、最終としましては、1億5,500万程度を委託料で見込んでおります。  
説明は以上となります。
- 梶原委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 20ページで、先ほど非常備消防施設、これの工事解体と言っていたのですが、火の見のことを言っていたと思うのですが、火の見やぐらは、これ全部壊すという、鹿沼市内のやつ、全部なのですかね。それとも、何か一部なのかな。ちょっとそこら辺。
- 梶原委員長 執行部の説明をお願いします。大島地域消防課長。
- 大島地域消防課長 地域消防課長の大島です。よろしくをお願いします。  
ただいまの質疑について、お答えします。  
市内の火の見やぐらを全部壊すということではなくて、不要となっているものが13基ございます、市内に。  
そちらを順次壊していくというところであります。  
以上で説明を終わります。
- 梶原委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 今ね、こういうデジタル社会ですから、火事だって、上ってカンカンカンやるのはいらないと思うのですが、この火の見で、僕、ちょっとお聞きしたいのは、火の見やぐらが建っている底地というのが、意外と個人のおうちが多いのですよ。要は個人の敷地に建っている場合があるのですね。

それで、前に1回相談されたのが、それは一応公共性が高いものなのに、税金がかかっているということで、これ地籍調査をやらないから、こういうことになるのでしょうかけれども、そういう場合は、これ、ちゃんと非課税をちゃんと、5年ではなくて、これ別な話になってしまうから、まあ、いいか。

要はさびている火の見が確かに多いので、それを多分優先して、3基だと思うのですがけれども、残りあと場所だけ、ちょっと教えてもらっていいですか。僕も把握しているのが何基かあるので。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。大島地域消防課長。

○大島地域消防課長 地域消防課長の大島です。

ただいまの質疑についてお答えします。

まず3基を解体する予定でありまして、3基につきましては、上石川地内と茂呂地内、それと、中栗野地内の3基になります。

それと、使用していないものが、あとは仁神堂町に1基、下沢に1基、引田に1基、加園に1基、草久に1基、板荷地内に2基、磯町に1基、入栗野地区に1基、上粕尾地区に1基の計13基であります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 池ノ森が入ってなかったのですけれども、池ノ森も何かすごい老朽化している、まだ大丈夫という判断なのですかね。

○梶原委員長 大島地域消防課長。

○大島地域消防課長 ただいまの質疑についてお答えします。

池ノ森につきましては、まだ車庫等も使用してしまっていて、一応使っているということでありまして、まだ解体のほうはしないということになっております。以上です。

ならしてはいないのですが、はい、よろしくをお願いします。

○梶原委員長 そのほか、ご質疑はありますか。鰻原委員。

○鰻原委員 先ほどの25ページのね、防災対策推進費にちょっと戻らせてもらいますけれども、移すから709万かかるということですが、そうすると、第1期目の工事費はいくらぐらいかかって、その新庁舎の1期工事分のところに移しましたか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 危機管理課の渡辺です。

第1期につきましては、すみません、少々お待ちください。

第1期につきましては、2,934万5,800円でございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 今かけたものを、今度はずっと正規なところと言ってはなんですけれども、そこへ大体700万かけて移すという理解でよろしいのですか。

○梶原委員長 渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 危機管理課、渡辺です。

そのとおりでございます。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰐原委員 中でね、5つのシステムの説明されましたよね。

その中で、栃木県の防災無線システムというのが最後にありましたけれども、これ、栃木県、この防災無線システムというのはどういうものなのですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 現在、危機管理課のほうに設定をされているのですけれども、無線、半固定の無線機ということで、移動系のトランシーバー的なものが危機管理課のほうに設定、設置をされております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 それは現在も機能しているということの理解でよろしいのですか。

私たちは、もう新しいものは、もうこういうもので全て伝えられるのかなと思ったのですけれども。

○梶原委員長 渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 当然この5つのシステムにつきましては、現在でも機能しているというふうなものでございます。

それで、今、鰐原委員がおっしゃいました鹿沼市の防災情報のアプリ、@インフォカナルだと思うのですけれども、そちらについては、市民向けというふうなことになりますので、両方のシステムがあって、はじめて全体的な防災に関する情報等を発信、あるいは市のほうで受信をして、発信をするというふうなこととなります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 えっとね、この件については、最後なのですけれども、網さんなのかな、総合庁舎整備というのは、大体73億円だっているのをお聞きしています。

そうすると、今回、700億円余り増えるのですが、もちろん、それは73億円以内の範囲内のお金ですよ。

あ、申し訳ない。700万、今回増えますけれども、それはもちろん73億円以内のお金のことですよ。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。よろしくをお願いします。

鰐原委員から今質問ありました防災システム、今回の補正予算の金額、債務負担の金額なのですけれども、以前3月に鰐原委員ほか、はじめの方から質問書をいただきまして、そちらの回答書で書面でお出ししております73億円、その中の防災システム移転費というところの項目で、想定はしております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ありがとうございました。

○梶原委員長 渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 すみません、ちょっと訂正をさせていただきたいのですけれども、先ほど第1期の工事で、システムの移設費にということで、私が申し上げた金額が、決算額ではなくて、予算額だったものですから、決算額を申し上げたいと思います。

2,862万4,200円となります。

以上、訂正をさせていただきます。

○梶原委員長 そのほか、質問ありますか。増渚委員。

○増渚委員 6ページの先ほど秋澤課長のほうからあった、ふるさと寄附金というのは、これふるさと、何でこっちが、10ページのほうだとふるさと納税推進事業となっているのですけれども、これふるさと納税ということですよ。解釈的に。

それが、この補正で出たのが、秋澤課長、10ページのふるさと納税推進事業と新型コロナ基金とかぬま・あわの振興基金積立金に振り分けているという理解でよろしいのですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまの増渚委員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、このふるさとかぬま寄附金なのですけれども、委員さんおっしゃるとおり、こちらはふるさと納税分ということになります。

それで、ふるさと納税なのですけれども、こちらについては、毎年4月1日から3月31日まで入ってきます。

それで、こちらの寄附については、寄附者の方が用途を指定するもの、こういったものに使ってほしいということで、指定することができます。

そうすると、これを寄附者のご意向にあわせて、予算化をしなくてはいけない、そういうことになりますけれども、例えば、この令和4年度に入ったものを、本当でしたら、その年度内にそれが寄附者が指定するとおりに執行できればいいのですけれども、これは予算計上が必要になってきますので、それができませんので、一旦受けたものを基金に積み立てをして、それで、その基金から取り崩して、翌年度の予算に組み込むというようなやり方をとっております。

ですので、一旦こちら、増えた分については、当然返礼品等はその年度内に返さなくてはならないですから、その事業費については、その事務経費、その分は今回予算計上しておりますけれども、それ以外については、それぞれの寄附金に積み立てるというような措置をとっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 増渚委員。

○増渚委員 ということは、このふるさと寄附金というのは、先ほど、ふるさと納税だけではなくて、目的的な寄附金、例えば、これ教育に使ってくれとか、そういうのも含まれているという解釈でいいのかな。それとも、それは関係ないのか、ふるさと納税だけなのかな。

○梶原委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質疑にお答えします。

確かに、このふるさとかぬま寄附金については、ふるさと納税だけになります。はい。

それで、例えば、市内在住の方で、鹿沼市に寄附をいただける方もいらっしゃいます。

それで、そういった方については、ふるさと納税の対象にはなりません。この予算科目の中にふるさと納税以外に一般管理寄附金というような事業がありまして、そちらのほうに計上しまして、用途の指定がある場合には、同様に翌年度、基金に積み立てて、

翌年度該当事業に充当するというような措置をとっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほかありますか。石川委員。

○石川委員 石川です。

20 ページの消防費の一番下の消防団活性化対策事業費なのですが、アポロキャップとPRグッズということで、アポロキャップは何個分で、PRグッズはどのようなものなのかなということと。

割と、これは、何か通常行っているものと同じだなと思ったのですが、なぜここで補正で出てきたのかをお願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。大島地域消防課長。

○大島地域消防課長 地域消防課長の大島です。

ただいまの質疑についてお答えします。

アポロキャップにつきましては、3年計画で、一昨年から全団員分いくように整備をしているところです。

それで、今年度は、220 ということで、今年度で全員分そろいますので、今年度で終わることになります。

PRグッズにつきましては、加入促進とか、そういったものに使うポスターですとか、あとはパンフレット、チラシ、あとは市民とか子供たちに何かイベントとか、そういったものがあるときには、そこに来てくれた人に渡す消防グッズで、ウェットティッシュとかに消防車の絵が描いてあったりとか、こういったハンカチのようなものに消防車とか救急車が縫ってあるものとか、そういったグッズ類を配布して、消防団のPRをしているところであります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 大島地域消防課長。

○大島地域消防課長 追加で、すみません。

当初予算ではないというお話ですけれども、補助金を活用しまして、大体これに使っているものですから、当初予算ではなく、今回補正でやらせていただきました。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 石川委員。

○石川委員 令和3年度の決算で、アポロキャップが255 あって、それで今回220 ということで、補助金、そういうものなのですかね。補助金を使って毎回購入しているものなのですかね。確認をお願いします。

○梶原委員長 大島地域消防課長。

○大島地域消防課長 地域消防課長の大島です。

ただいまの質疑についてお答えします。

毎年補助金というのは、採択されないといいただけないのですが、毎年採択されまして、今年度も採択になりました。ということで、その前の年は255、その前が220 ということで、全団員分が今年度でそろうということで、採択されたということです。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 では、ほかに、市田委員。

○市田委員 13 ページ、墓地埋葬費の内訳の件なのですけれども、燃料費については、大体このぐらいなのかなという気がいたしますけれども、見笹霊園の工事請負費として、整備工事が 500 万という補正が出ていますけれども、これは請負金額に対して、どのぐらいの割合というか、率なのか、その辺のところ、ちょっと、単なる 500 万というのと、いくらに対して 500 万上乘せになっているのだから、もしその辺がわかれば教えていただきたい。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。

ただいまの質問にお答えします。

見笹霊園の 17 号墓域の整備工事費としましては、当初予算で 4,037 万円の予算のほうを見込んでおりました。

これに対して、物価の高騰等により、具体的には、人件費等については 3%程度、また、建設資材については 10%から 15%等の物価の高騰がありましたので、そちらで大体 370 万、9%ちょっとですね、370 万を見込み、あと、発注に当たりまして、詳細な設計を行った際に、建設現場のほうに旧所有者が持っていたときにありました建物のコンクリートたたきが残っていたと、その上に土や草がかぶっていて、最初のときにはちょっとはっきりわからなかったものなのですけれども、そこをきちんと設計しなおしたところ、かなり厚さのあるコンクリートたたきが残っていたということで、そちらの撤去費用として、あと 130 万ほどを見込みまして、合計で 500 万円の増額としております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 4 千何百万の請負金額に対してということで、実質は 130 万引くと 370 万ぐらいの増ということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○梶原委員長 委員会始まりまして、1 時間ちょっと過ぎましたので、一旦休憩をとりたいと思います。

小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

すみません。先ほど増渕委員から議案第 59 号補正予算第 4 号ですね、マイナンバーカードの会計年度任用職員の期末手当を含めた時給ということで、すみません、お時間をいただきました。

計算しましたところ、1 時間当たり 978 円ということになっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 休憩、11 時 15 分でいいですね。では、15 分に再開いたします。

(午前 11 時 08 分)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

○梶原委員長 質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 14 ページの見笹霊園なのですけれども、5,000 万円計上になっています。

その墓域を、あ、500 万、すみません。

500 万円で整備するという事なのですけれども、これで、ではどのぐらいのお墓の

区画というのかな、増えるのかなということと、将来的には見笹霊園というのは、どういう計画でね。

といいますのは、やっぱり民間の霊園というのがありますから、なるべく民業を圧迫すべきではないし、こういうものに、なるべく公金は抑えていくべきではないかという観点では、全く無駄とも言いませんが、多少そういった民間への、そういう経済を回していくという観点では、あまりやりすぎではいけない中では、今回どのぐらいの計画で、将来的にはどういう計画でなっているのかという、ざっくり概要も含めて、民間との兼ね合いという観点に関して、情報の開示と見解をお伺いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。

ただいまの佐藤委員の質問にお答えします。

まず今回 17 号墓域で整備しますが、面積として 1,500 平米で、中身的には、規制墓地、決まった墓石が建てられる規制墓地を 100 基造成する予定であります。

それで、将来的な見笹霊園の概要についてなのですが、まず土地については、今回整備する 17 号のほかに、あと 13 号、15 号、16 号ということで、3 区画分、墓石の数としては規制墓地でいくと 600 ぐらいつくれるかなと思うのですが、こちら自由墓地とかなりますと、また面積が違くなるので、区画数は変わってくるのですが、そのぐらいの面積は、土地のほうは既に取得済みとなっております。

ただ、今回 17 号墓域で 100 区画としました理由につきましては、これまで見笹霊園のほうの使用の申請ですね、年間 40 件ほどあったものが、昨年、だんだん年間の件数が減りまして、昨年については、20 件ほどになっております。

そうすると、1 年間で 20 件ぐらいの申し込みというところ、今回 100 基造成すると、5 年ぐらいいもつというところで、ほかの大きいところをやってしまいますと、もっとかなりもつようなこともあるのですが、ちょっと予算の関係とかも鑑みまして、今回狭い 17 号墓域のほうを造成したというふうな状況になっております。

以上でよろしいでしょうか。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。わかりました。

反対はしませんけれども、この議案。ただ、そんなに需要が逼迫している中でのこれを整備の必要性があったのかなというところ。

あと、やっぱり何度も言いますが、やっぱり民間とのバランスというのもお考えになっているのでしょうか。やっぱりこれからのその **Multi Death Society** に備えて、葬儀ツーリズムというようなビジネスチャンスあるわけですから、そういったところ、ちょっと考えてもらいたい中で、需要の逼迫を見越して、だって、これ、補正予算ですから、やっぱりこのね、緊急的に上がってきているものという認識なわけで、どういう認識のもと、今回議案として上がってきているのかというだけ、説明、最後、それ 1 個だけです。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 ただいまの質問についてですが、まず現在残っている整備済みのところですね。区画として、規制墓地につきましては、50 区画、3 年度末で 50 区画ほど残っ

ておりました。

そうしますと、1年で20前後ということになると、2年ぐらいで、2、3年でいっぱいになってしまうということで、市民の方の需要に応えるためには、このタイミングでの造成が必要というふうに判断し、当初予算に計上し、また、今年度での完成を目指して、補正予算ということで計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほか、鈴木委員。

○鈴木委員 さっき、佐藤委員の話で、これ100基やって、ちなみに、僕、ちょっと前に忘れてしまったのですけれども、ここ永代使用料って、1区画いくらだったのですかね。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 今回造成します規制墓地、第1種の規制墓地で、面積が4.5平米の面積になるものなのですが、こちらの永代使用料が28万6,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほかございますか。市田委員。

○市田委員 もう1つ聞いていいですか。同じ質問なのですけれども、見笹霊園は多分規格というか、仕様がある程度決まっているかと思うのですけれども、どうしてもちょっと変えたいとか、そういう、いくらか墓地の形状を変更したいというようなことがひっかかって、年間20件ぐらいしかないのかなというふうな感じもするのですけれども、その辺の仕様についての、もし聞かせていただければ、ちょっとありがたいのです。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 ただいまの市田委員の質問にお答えします。

見笹霊園につきましては、規制墓地と自由墓地がございます。

自由墓地については、墓石の形等については、一切の制限がございませんので、規制のものでないものを建てたい方については、自由墓地のほうを申し込んでいただくということで、対応させていただいております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 すみません、規格墓地、自由墓地ではなくて、規格墓地に関しては、やはり相変わらず厳しい制限はあるのですか、それだけ1つ。

○梶原委員長 説明をお願いします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 ただいまの規制墓地についての制限についてですが、大きさ、形等については従前のおりの規制でやらせていただいております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほかご質疑は、佐藤委員。

○佐藤委員 すみません。また、お墓の話、戻ってしまうのですけれども、今民間で樹木葬なんていってね、別にここの区域のここがあなたのうちのいうのではなくて、何かシンボリックなものがあって、そこに共同してね、入っているみたいな、そういうお墓がありますけれども、行政がね、お墓をつくるということは、なるべく、やっぱり市民のニーズにね、民間もいけれども、安くね、そういう必要、(…)の中のサービスを提供する、最後のサービスだと思うので、全く無駄とは言わない観点でも、やっぱり極力、

では行政がやるのだったら、極力安いもので、民間と競合しないという中では、これからね、20区画ですか、つくっていくのはいいのですけれども、そういうのとは別で、本当に民間でやっているようなものの行政版で、その低廉なもの、共同墓域というか、共同埋葬みたいな、そういうコンセプトとか、考えとか、議論というのは、そちらでされていますか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 ただいまの樹木葬とか、あと共同の永代供養とか、そういった形のご質問かと思えます。

今そういった方が多いということは十分承知しております。

また、その辺について、市としてやる、取り組むべきかどうかということは、内部でもそのつど検討はしております。

ただ、民間のところ、今のところ十分に行われているのではないかなというところで、市としてはまだそこまで早急に、そういったものに対応するということまでは至っておりません。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。でも、何か、逆に言ったら、これからね、本当に最低限の必要なものを行政がミニマムなコストでという意味では、むしろそういう形のほうが、何か、市がやることとしては、いいのかなと思えますので、今後ね、市として、死のことですから、検討してください。以上です。

○梶原委員長 そのほかご質疑はありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 違う話です。情報管理ネットワークシステム、あれ、何ページでしたっけ、10ページの行政情報ネットワーク管理事業費なのですけども、これの説明を求めます。詳細なので。

あと、この、今ね、議場でも、貸与されているiPadを開くと、Wi-Fi飛んでいないのですよ。4Gなのですよ。こういうところでも、僕は必要なのではないかと思うので、そういうものにも対応している予算措置なのでしょうか。お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。鈴木情報政策課長。

○鈴木情報政策課長 情報政策課の鈴木と申します。よろしくお願いします。

今回の内容についてなのですけども、あくまでも、基本的にはその鹿沼市が外部のインターネットと接続するために必要な、どうしても機械類だったり、システムだったりというものがございます。

それで、基本的にはちょっと専門的になってしまうのですが、例えば御存じかわからないのですけれども、ファイアウォールとかとあって、鹿沼市のインターネットと、この鹿沼市のインターネットのそこに入れるイメージになるのですけれども、栃木県のセキュリティクラウドという、そういった県内市町村のネットセキュリティを守るようなシステムがあるわけなのですが、その通信を監視したり、制御したりとか、あるいは、本当に専門なのですけども、例えば、事務用の、我々使っているパソコンからは、基本的に外部のインターネットとは物理的に切り離されておりまして、通常、そういう自分のパソコンだと見られないような状況にはなっているのですが、そこを仮想的にか、

ちょっと映るような感じの仕組みを取り入れたりするものがございます。

その辺のところの、あくまでも外部のインターネットとその辺のところを見るためのシステム、あるいは機械類、そういったものを更新するというようなのが、今回の中身になりますので、ちょっと今回の委員から出ましたW i - F i とか、そういうところに関するところの更新の中身ではないので、以上、説明を以上で終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 また別の話で、今度火の見やぐらの件なのですけれども、撤去費用が、これ何ページだっけかな、20 ページですね、はい。

消防団活性化、非常備消防施設整備事業かな、解体工事で、これ去年の9月の議会で、小島副議長が質問されていたときのだと、順次ね、鹿沼に13 ちよつとある火の見やぐらを、あのとときの答弁だと、今は危険なのありませんと言っていたのですけれども、順次点検して行って、危険なものを撤去していくということで、1年たったら、この撤去するものがね、出てきたということで、まあ、いいと思いますよ、撤去ね、やっぱり。

では、聞きたいことが1つは、1個1個で、大体いくらぐらい、その撤去というものがかかるかというのを知っておきたいです。

そして、これは意見として付しておきますから、当然、今後は検討の材料にしておきたいし、議事録にも残しておきたいのですけれども、火の見やぐらというのも、これ場合によっては、1個か、何個かぐらいは、ちゃんと整備をして、メンテナンスをして保存しておけば、将来的には価値、違った意味で、価値を発揮するような可能性もあるので、いくつかは、特に西北部の山間地なんかにはそういうものがずっと鹿沼市は、もう50年、100年、とっておいてあるんだということをやると、何かのチャンスがある中で、さりとて、お金の問題でもありますので、そういった可能性というのも消防がまさかそこまで考えるということは普段なかったはずでしょうから、そういう観点があるということもちょっと覚えておいていただきたいなということで、撤去費用、できればメンテナンスをした場合の想定でいくらかかるなんていう数字を、もしお持ちならば、なければいいですよ。聞きたいです。お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。大島地域消防課長。

○大島地域消防課長 地域消防課長の大島です。

ただいまの質疑についてお答えします。

撤去費用につきましては、概算68万ぐらいです。はい。

あと、メンテナンスをして価値につきましては、いい考えだとは思いますが、鉄製といますか、結構傷みが激しいものですから、なかなか価値として残すには難しいのかなという気がします。これは私の意見ですけれどもね。はい。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員、あ、大丈夫ですか。

そのほか、ご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第62号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 62 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 67 号 令和 4 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第 67 号 「令和 4 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明をいたします。

補正予算に関する説明書「粕尾財産区特別会計」、「粕尾」というインデックスがついているところがあるかと思うのですが、そちらの 3 ページをお開きください。

今回の補正につきましては、前年度繰越金の確定を受け調整を行うものでありまして、歳入予算の更正として、3 款「繰越金」において 5 万 8,000 円、こちらを増額し、2 款「繰入金」1 項 1 目「財政調整基金繰入金」において、当初見込んでいた基金からの繰入金を同額、減額をするものであります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 67 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 68 号 令和 4 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第 68 号 「令和 4 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明をいたします。

補正予算に関する説明書「清洲財産区特別会計」の 3 ページをお開きください。

今回の補正は、粕尾財産区と同様、前年度繰越金の確定を受け調整を行うものでありまして、歳入予算の更正として、3 款「繰越金」において 17 万 1,000 円増額し、2 款 1 項 1 目「財政調整基金繰入金」において、当初見込んでおりました基金からの繰入金を同額、減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 68 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 71 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。

議案第 71 号 「工事請負契約の締結」についてご説明いたします。

水源地域振興拠点施設敷地造成工事の事後審査型条件付き一般競争入札を去る 7 月 26 日に行い、その結果、竹沢建設株式会社が税込み 2 億 1,754 万 7,000 円で落札いたしましたので、本契約を締結するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増渕委員。

○増渕委員 大まかでいいのですけれども、この工事内容を、どういうふうなこと、この金額自体にどうこうではなくて、これは水資源の拠点整備というのは、施設の造成がどういう形か、イメージだけ言って、大まかでいいのですけれども、説明願えればと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず敷地面積ですが、約 500 ヘクタールございます。

それから、工事の内容についてであります。敷地の造成工が一式、雨水排水設備工、こちらが管渠型の側溝が 56 メートル、横断の U 型側溝が 8 メートル、それから、公園管渠が 1,349 メートル、それから、植栽工ですが、高木が 113 本、それから中低木の植栽が 114 本、それから、樋門・樋管工が 1 カ所、園路の広場工、アスファルト舗装工が 1,505 平方メートル、それから、防火水槽の設置工が 2 基、以上が整備内容の概要となります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 増渕委員。

○増渕委員 ありがとうございます。

それで、主な財源だけちょっと最後に確認なのですけれども、お聞かせください。

○梶原委員長 説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 ただいまのご質疑にお答えいたします。

財源といたしまして、県の補助が 62.19%、こちらが 1 億 5,198 万 3,000 円。

それから、公共施設基金積立金が、その残りとなりまして、9,242 万 3,000 円となります。

以上が説明となります。

○梶原委員長 そのほかご質疑ある方はいらっしゃいますか。鰐原委員。

○鰐原委員 参考までにね、ちょっと教えていただきたいのですけれども、高木植栽というのだけれども、種類としてはどんな種類が高木植栽で、中低木植栽というのか、高木植栽と中低木植栽、その種類はどんなものを指しています？

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 申し訳ございませんが、その中身につきましては、ちょっと私のほうでは把握しておりませんので、関係する部局に詳細についてはお聞きしていただきたいと思います。申し訳ございません。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 聞くことにいたします。ありがとうございます。

○梶原委員長 そのほかご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 自分も今言ったこの工事概要書、わかるのですけれども、積算書、これを、そこまでやると熱くなってしまうからいいのですけれども、これ希望する場合はもらえますかね、積算書。

要は、これだとざっくりすぎて、何がいくらというのが全然載っていない、土工事いくら、単品でこうなんで、細かい仕様書みたいなやつがあれば、ちょっと知りたいもので、はい。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 ただいまのご質疑にお答えいたします。

積算書につきましては、単抜き的设计書は公開されていまして、ホームページで見ることができます。

それで、金抜きの設計書につきましては、金入りの設計書につきましては、この議案が議決した後、契約が済み次第、公開になりますので、そちらで対応させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。では、そうすると、この後の、例えば備品購入に関しても、ざっくりすぎるので、それも単抜きは見せられるけれども、金入りはわからないということですかね。何がいくらというのが全然載っていないから、そうすると、こちらもほら調べるのですよ。実際そうなのかな。備品なんていうのはすぐわかるから、だから、そこら辺も教えてもらえないのですか。

○梶原委員長 鈴木委員、備品のことはこの後やりますので、そのときに聞いてもらえればと思います。

それ以外、ご質疑ありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第71号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第71号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第72号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。

議案第72号 「工事請負契約の締結」についてご説明いたします。

鹿沼市立北中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）の事後審査型条件付き一

般競争入札を去る7月26日に行い、その結果、山和技建株式会社が税込み2億2,847万円で落札いたしましたので、本契約を締結するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 この議案、賛成するものでありますが、詳細を伺います。

この体育館が築年数どのぐらいたっていますかということ、2億円先かけて、建て替えないで、なるべく長持ちさせようという判断には敬意を表しますので、これをやることで、大体今後どのぐらいまた使っていける想定なのかということ。

それで、3つ目が、これ外観も何か手を加えて、少し、やっぱり見た目って重要ですから、建物の、そういうところがどんなものになっていくのかということ、3つですね。

築年数と今後の延びる耐用年数、外観というものがどんなものであるかということをお願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

ただいま3つのご質問がございましたが、私のほうでは、この詳細な内容、築年数についても把握してございませんので、詳細につきましては、各部にお聞きいただきたいと思います。申し訳ございません。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これは関口課長、気の毒で仕方ない。

だって、これ、副市長がいますから、これ言っておきますけれども、これ、総務で議案、上がってきたら、もう普通に考えたら、ある程度こういった質問は出るのは、当たり前だと思っているのですよ。

そういう意味では、関連する担当というのが、やはり控えていてしかるべきだと思うので、これ気の毒ですし、やっぱり我々もちゃんと審議しなくてはならないので、どうなのですか、これは。

どうなのですかって、誰にどう、俺は言っているのかわからないのですけれども、はっきり言いますけれども、やっぱり今の質問、関口課長はやっぱりその専門の及ぶものでないから答えられない、当然です。

ただ、やはりこれは大事なものですから、説明、やっぱり聞きたいので、何なら1回これ繰り越しておいてもいいし、今すぐ呼んで来いというわけにいかないでしょうから、どうしたらいいでしょうか。委員長にこれご判断、ゆだねます。

○梶原委員長 佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 佐藤でございます。

佐藤委員のご質疑の中で、私のほうで、ちょっと手持ちの資料がございましたので、その中で、ちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

北中学校の体育館、こちらなのですが、築年度が昭和52年ですね。1977年の建築となっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 あのね、だったら、先に関口課長がそこまでは把握してないってでしたら、把握している方がお手を挙げていただければ、まずこの築年数というのはわかったわけですよ。まあ、わかりました。77年ですからね、うまく、もう45年ぐらい経つものだというのはわかりました。

では、あと2億円かけて、どのぐらい長持ちするのってというのは、これ僕ら、市民のお金で判断するときに知らなくては賛成・反対できませんよ。これやっておいて、やっぱりあと5年ぐらいしてね、建て替えますという話になってしまったら、これ賛成した僕らが責任を問われるのですよ。

ですから、想定される耐用年数、外観の設えまでは、ではいいです。それは取り下げますけれども、想定される、今後耐用年数、どのぐらい延びるかは、これは絶対聞かないと、僕はこの議案、賛否、表明できません。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。

○佐藤委員 委員長、これ、次に移ってもらってもいいですよ。

委員長の権限で、1回これは(…)

○梶原委員長 すみません。暫時休憩とします。

再開は、追ってお知らせします。

(午前11時45分)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時50分)

○梶原委員長 今、議案第72号について、審議を行っておりますけれども、これ一旦午後に回させていただいて、次の議案第74号からに移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「73号は同じ内容だから」と言う者あり)

(「工事の内容、73号」と言う者あり)

(「73はやろう」と言う者あり)

○梶原委員長 73号も、同様の今度は小学校の体育館の話になりますので、そういう点で、物品購入の74号からを進めたいと思うのですが。

(「異議なし」と言う者あり)

(「異議あり、暫時休憩」と言う者あり)

○梶原委員長 今お昼休憩というか、そういうの出ましたが、皆さん。

(「セコンドがなければ続けていいんだよ」と言う者あり)

○梶原委員長 72号について、答弁、質疑の説明ができるということですので、進めたいのですが、その前に若林消防総務課長からありますか。はい。

○若林消防総務課長 すみません、いろいろ議論されているところ申し訳ないのですが、ちょっと議案の62号補正予算第5号の関係で、ちょっと補足をさせていただきたくて、申し訳ございません。よろしく願いいたします。

石川委員のほうから説明を求められました20ページのところの消防団活性化対策事業費のところ、アポロキャップのお話、質問が出ていたかなとは思いますが、そこでちょっと補足をさせていただきたくて、時間をいただきました。

今回、地域消防課長の大島課長のほうから説明をいたしました。なぜこのタイミングか、補正のタイミングかというところで、ちょっと補足をさせていただきます。

過去にこのアポロキャップの更新を毎年行っているのですけれども、今回、県の地域防災力充実強化補助事業というところに申請をさせていただいて、それで、この事業に今回採択を受けたのが7月4日付で採択になりましたというふうなことから、今回のこの補正に計上させてもらったと。

それで、たまたま今までこう、毎年貸与していたもので、今回の貸与、採択を受けた数を購入して配ることによって、うちの大島課長のほうから全団員のほうに貸与になりますというふうな、たまたまそれが重なったというふうなことで、ご理解いただければなと思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 それでは、議案第72号についての執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。

先ほどのご質問の北中学校屋内運動場の築年、それから耐用年数がどれぐらい延びるかということですが、北中学校は昭和52年に建築されました。

そして、耐用年数ですが、およそ20年耐用年数が延びるという、この工事をやったことによって、延びることです。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 いいかい。

これ、私の確認、記憶では、耐震は1回北中学校はやっていますよね。北中のこの体育館は。まだ震災の後に、やっていて、また今度トイレとかあれなのですけれども、北中って、私も拝見させていただいたのですけれども、かなりもうガタがきていて、北押原中学校は同じぐらいの年度であって、新築したのですけれども、そのときの記憶で、3億5,000万ぐらいでできたと思うのですけれども、20年増やして2億2,000万でやっても、そうすると耐用年数が20年という、新築でやった場合の比較検討はされたのかな。これが半分ぐらいでできるのだったらわかるのですけれども、7割ぐらいの予算を使って、ねえ、同じ中学校に通われていて、北押原の場合は、新築できて、北中がどこまで、はっきり言って北中も、北押原も、あの頃言われたのが寒い、隙間風がある、卒業式のときはみんな足ガタガタだっていうふうに言われて、暗い、寒い、汚いというのがあったので、それで今回そうなのだろうけれども、なら思い切って新築にしまったほうがよろしいのではないですか。生徒数もいるわけだから。そこのところの比較検討というのはされたのですか。

ちゃんと両方比べて、私たちのもとへ議案を出したのですかっていうことです。お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原行政経営部長。

○篠原行政経営部長 ただいまの増淵委員のご質問にお答えします。

現在、鹿沼市では、長寿命化ということで計画を進めております。

確かに、北押原をやったとき、私も教育委員会におりましたので、その議論には参加

しておりました。

それで、あれ以後、長寿命化をしていこうという計画になりました。

それで、今後、20年延ばすということで、今回は整理をしたのですが、比較検討につきましては、申し訳ありませんが、ちょっと確認をさせてください。はい。

ということで、もしこの後、今北中学校の議論をしていただいています、この後西小学校も同じですよ。はい。

ということで、もしよろしければ、お認めいただければ、この案件につきましては、担当課等々にお呼びして、委員の皆様のご質問にお答えできるような体制を整えていきたいと思っておりますので、そのようにお計らいいただければありがたいと思っております。ご検討いただけますか。

○梶原委員長 今、篠原行政経営部長から午後のほうで、説明をしたいというお話でしたが、それでご異議ありませんか。

はい、石川委員。

○石川委員 異議がないのですけれども、追加で、私も記憶では、その以前耐震工事をしてもらって、確かその後すぐに大きな地震があって、何か工事をしたのに、何かまたちょっと壊れたというか、何かそんなふうな記憶があって、その辺の経緯を、どの時期に工事をどれぐらいの金額をかけて、どんな内容を行ったのか。

それで、今回はそれとはもっと違う大掛かりな耐震工事なのか、ちょっと比較といいますか、その経緯も、ちょっとさかのぼって確認していただけたらありがたいです。お願いいたします。

○梶原委員長 そのほか、鈴木委員。

○鈴木委員 同じく、さつきが丘小学校、多分、去年だか、一昨年だか、多分やっているので、僕もちょっとそこら辺よく知りたいので、お願いします。

○梶原委員長 さつきが丘小学校は議案にないので、それは却下します。

そのほか、関連で確認したいことがなければ、では、審議のほうはこちらの72号については午後に、72号、73号については午後やりますので、ちょうどお昼の時間となりましたので、昼食のため休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

(正 午)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時00分)

○梶原委員長 なお、都市建設部及び教育委員会事務局の職員の出席を許可いたしましたので、引き続き質疑をお受けいたします。

午前中からの再開になりますので、今一度佐藤委員のほうからご質疑の内容を発言してください。佐藤委員。

○佐藤委員 北中のことですよ。はい。これをまず審査するに当たって、やっぱりこの、ではどういった内容なのかということは、我々は説明を受けなければ、2億円先のもので、軽々と判断することはできないという中で、そもそもこの元の北中学校はいつ建てられたものなのかと。

それで、今回、どういった改修をしていくのかと、それで、長寿命化することで、ど

れぐらい長寿命化されるのかと、そういうところをお伺いしましたので、仕切り直しという意味でもね、ここからもう1回、まずベースとして、最初の答弁いただきたいと思  
います。お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。

先ほど私のほうで耐用年数を20年延びるという説明をいたしました。こちらにつきま  
しては、外部鉄骨を再塗装するということが今回含まれていまして、その塗装の耐用  
年数が20年延びるということで訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○梶原委員長 それ以外の答弁をお願いします。湯澤学校施設担当副主幹。

○湯澤学校施設担当副主幹 教育総務課学校施設担当副主幹の湯澤と申します。よろしく  
お願いいたします。

北中学校のまず建築年次ですが、昭和52年の建築となっております。

それで、その後、平成22年度に耐震補強の工事を行いまして、構造体の強度を上げて  
おります。

その翌年、平成23年の東日本大震災で被災を受けまして、構造のほうは問題なかった  
のですが、外壁ですね、外壁材が破損しまして、外壁の改修を行いました。

それと、あと長寿命化されての耐用年数ですが、建物の寿命としましては40年を目標  
に延ばすというところで、先ほど説明がありました20年というのは、塗装ですとか、配  
管ですとか、ちょっと傷みがあるものの改修を一度、20年経ったときにできなくてはい  
けないというところでございます。

以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今日の座席表にきてない、今日の臨時のゲストですから、もう1回記録のた  
めに次答弁もらうのですけれども、もう1回肩書と名前、ゆっくり言ってください。

それで、おいときますけれども、平成22年のときの工事と平成23年の工事の金額あ  
りますかね。あれば聞きたいです。

それで、最初に午前中のセッションで、20年とお答えになったのは、佐藤行政経営課  
長でしたっけ。違うかな、関口契約検査課長かな、はい。

それを20年、いろいろね、これちょっときついこと言いますからね。

午前中はね、いやいや部署違うので、わかりませんってね、おっしゃっていたでしょ  
う。ねえ。

当然だと思いますよ。ねえ、契約検査というところでしょうから。

ただ、20年というのは、何でわかっていたのですかって、それが今になって、いやい  
や塗装とかの話ですっていうね。

我々午前中の趣旨では、本当にこの全体の寿命がどうかということを知っていてね。

いや、今度は塗装、では塗装が20年なのですと、本体は40年ですって言い出してし  
まったので、その食い違いというのは、どこからきたのかということを知りたいです。  
お願いします。

○梶原委員長 湯澤学校施設担当副主幹。

○湯澤学校施設担当副主幹 教育総務課学校施設担当副主幹の湯澤と申します。お願いい

たします。

先ほどの年数については大変申し訳ございません。

あ、金額、ごめんなさい。

耐震補強工事の工事費なのですけれども、平成 22 年のときにですが、1,317 万 7,500 円の工事費がかかっております。

それで、翌年の外壁改修についてなのですが、申し訳ございません。ちょっと手持ちにありませんで、ちょっと自分で答えることができません。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。では、1 回、ここで自分、1 回下がりますので、これほかの方にもしっかりといろんな多面的なね、多様な価値観のもと、これは審議をしっかりとされたほうがよろしいかと思えます。以上です。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 午前中のことからちゃんとおさらいして言いますけれども、まずはじめに、新築と、新築だったら何年もつ、改築だったら、長寿命化だったらというのと、予算、新築のとき、それを比較したのかということをやまず聞いたので、それをお答え願いたいのと。

これ、今湯澤副主幹が、40 年と言ったけれども、ということは、45 年今経っているわけですよ。そこに 40 年ということは、85 年もたせるということ？そういう解釈でいいの。

先ほどの関口課長の言ったのは、20 年というのがあれなのだけれども、20 年ぐらいいいかなと思って、そのほうが納得できるのだけれども、今副主幹のほうから 40 年っていうのが出たの、そうすると、鉄骨は 20 年で、そうすると、また 20 年の 20 年で、どこかでまたやらなくてはならない、それで 40 年もたせるのね。鉄骨は 20 年しかもたないというのだから、その塗装をもう 1 回やり直すということになると、またそこで予算がかかるって、その 40 年もたせるために、これ以外にもそうすると、トータルのお金と新築のお金というの、ちゃんと比較検討したのかなというのが、もう大いな疑問なので、それちゃんと答えてもらえます？積算して、両方やった上で、ここに議案として 2 億 2,847 万というのが出たのは、こういうことですよというの、全部数字で裏付けて言ってください。お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 その増淵委員の答弁、そちらでちょっと揉んでいる間に、ちょっと追加で、わかる範囲でまた教えてほしいのですよ。

北中学校のね、生徒数ですか。あと、何か将来的な生徒数の見通しというの、もしわかれば、ちょっと時間もつたいないから聞いていきます。

○梶原委員長 答弁が遅れていますので、先に佐藤委員の質問に対して、説明をお願いいたします。

ちょっと教育委員会関係なので、担当は同じ方になってしまいますから、そこで。

佐藤委員。

○佐藤委員 よかれと思ったけれども、かえってご迷惑をかけて、ただ、やっぱり将来的

な需要に基づいて、費用対効果というものを考えなくてはならないので、最後、今は準備されていますからいいですけども、本当に生徒数は然るべき段階で用意されたら、聞かないと、どのぐらいこれから生徒数が減っていくのか、増えていくのかって中で、我々は判断下さなくてはいけないので、答弁をお待ちしています。

○梶原委員長 湯澤学校施設担当副主幹。

○湯澤学校施設担当副主幹 学校施設担当副主幹の湯澤です。

先ほどの長寿命化の耐用年数なのですが、長寿命化をすることによりまして、40年もたせることができるという文部科学省からのちょっと資料に基づきまして、回答したわけでございまして、実際には、そうですね、20年で傷む部分の改修をして、その後、40年もたせることができればと考えております。

新築をした際の耐用年数なのですが、新築も文部科学省の中では40年ということをやっています。

それで、その新築された建物を40年後に長寿命化改良することによりまして、プラス40年、80年スパンで二度改築する費用がかかっていたところを、一度は長寿命化改良で費用を抑えることができるという試算であります。

実際に鹿沼市の全体の施設の見通し、コスト見通しを試算しましたところ、40年間総額で、従来型の40年で改築していくということになりますと、40年で777億円かかると見込まれていました。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 全体のことを聞いているわけではないの。このことの詳しい積算と言っているの。長寿命化なんか、あなたに講義受けなくてもわかっているよ、もうそれとづくに。それで、我々は賛成しているの。

だけれども、この北中というのは、生徒数でいったら2番目なんだ、今規模的に。そこが40年もたせて、ほかの西中も東中も北押原もみんな、人数の多いところは全部新築なの。それのときに、この40年というのも、その40年をだから、私の納得いくには、数字を言ってくれと言っているの。積算した数字を、大局的なことは聞かなくて、言わなくていいの。わかっているから。私が聞きたいのは、この長寿命化に対する積算を言って、数字で納得いくように答えてくれって言っているのに、ひとつも言っていない。

それではだめだよ、いつになっただって。そこを聞きたいの。そこを積算して、こっちとこっちを比較したから、こうなるから長寿命化のほうがいいですということが、文科省がどうのこうのではないの。

鹿沼市の北中のことを言っているの。わかる？そういうことをちゃんと答えてもらわなくては困る。

○梶原委員長 説明をお願いします。

増淵委員。

○増淵委員 ここはちゃんと議案として出してきたら、これは表向きの2億2,800万というのは、これの内訳はきちんとやって、積算根拠がなかったら、議案として出せないではないですか。ほかのものだって、みんな今、秋澤課長は午前中にやったことに対しては、ちゃんと説明があつてから、我々納得して、賛成するわけで、でなかったら、み

んな、さっき言った 770 億かかるというのは、もうそれは長寿命化のときに説明を受けているし、その予算は我々は通しているわけですよ。それはわかっているわけ、十分に。

だけれども、個々のことはね、議員全員協議会で説明されて、それは、一般質問か、常任委員会で詳しく揉んでくださいというのは、議長からもおっしゃられているし、市長、執行部もそういうふうにしてくださいということで、全協のときには詳しい説明はされないでくださいというルールに則ってやっているわけだよ。

要は、そのルールに則っているわけ。ここでやるのが、ちゃんとした、これ厳しくも何にもないよ。我々がここで聞くのは当たり前のことだから、それを答えないとだめなので、ちょっとここで、今ここで湯澤君一人にかけてもかわいそうなところあるので、ちゃんと後ろにいて、暫時休憩して待っているの、暫時休憩を提案しますけれども、誰かセコンドする人いますか。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私も 1 回これは止めたほうがいいと思います。

それで、1 回用意してもらいたいので、ただ、その間、では、また同じことをいろいろ追加で聞くことがあるので、今聞きたいことだけは、もっと 1 回挙げておきたいです。それでまた、それ調べて帰ってくるほうが、効率いいと思うので、例えば、今回の改修の中には、エアコンのね、設備なんかは入っているのですかということも聞きたかったわけですよ。それでまた、それでまた止まってしまうとあれなので、増淵委員の提案には賛成なので、その前に 1 回ちょっと、我々この全員 8 人の議員の中で、聞きたいことだけは、今挙げられるだけは、1 回挙げたいです。以上。

○梶原委員長 とりあえず議案、一つ一つやっていったほうがいいかなと思いますので、とりあえず今の説明の整理のために暫時休憩といたします。

再開は、13 時 20 分といたします。

(「20 分で終わる？湯澤君、大丈夫？ 4 分ぐらいで。」という者あり)

(「知らせてください」という者あり)

○梶原委員長 では、すみません。わかり次第、追って再開をお知らせします。

(午後 1 時 16 分)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1 時 36 分)

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 都市建設部建築課課長補佐をやっています石川と申します。よろしくお願いたします。

先ほど増淵議員のほうからありました北中に関しての新築と、今回の改修について比較したのかという意見についてですけれども、過去の実績より、屋内運動場を新築した場合、この北中の規模で 844 平米を計算しますと、3 億 1,400 万円程度。

それに対して、今回の長寿命化が 2 億 2,800 万円でありますので、差額は 8,600 万円、長寿命化したほうが安いという計算です。

以上で終わります。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 大体、それは先ほど、午前中でも篠原部長が北押原のとき 3 億、俺は 3 億

3,000万ぐらいで、うろ覚えでと言っただけけれども、結局この8,600万で、同じだけもつのであればいいと思うのね。それだけ8,600万で安くなるからね。

その寿命、さっき耐震で40年もたせるっていうのが、そのイメージがわからないから、そのところだけ、ちゃんと、例えば、よく、まあ、テレビでいうと、ビフォーアフターのことを言うのであればかもしれないけれども、構造体だけ残して、あとは本当に外から見たら新築ですよというぐらいまでつくるのが、つくり込みがあるのが、これなのか。

それとも、まだ暗い、寒いが残ってしまうのか、そのところの構造体だけで8,600万、ゼロから潰したり、撤去費用とか、そういうのを考えると、その分だけ、長寿命化のほうがいいというのだったら、俺はいいの。

だから、外見は新築並みというぐらいなら、別にいいのですよ。

それで8,600万円浮くのなら、なおさらいいということ。

それで、寿命が40年なら、それならこの議論はもう納得はできますよという話をしているのさ。

だから、そのところが、ちょっと説明のほう、ちょっと足りないので、ちゃんと新築並みで、外から見たら本当にわからない。ただ構造体のところだけちょっと鉄骨の、さっき関口課長が言ったように、何だ、ポリマーを塗ったり、あれして、40年もたせる塗装と、セメントをちょっと、基礎をきちんとして、上で、外から見ると、ほとんど新築した、変わらないぐらいの体育館になりますよというのを、そういう説明が聞ければ、これは私は納得するとか、みんなも、議員もそう思うのだと思うのだけれども、そこら辺のところを詳しく聞きたいよね。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 それでは、先ほどの質問についてですけれども、まず新築でやった場合、耐用年数が40年、そして、長寿命化した場合も耐用年数は40年ということで、耐用年数的には変わらないです。

その間に、先ほど説明がありました20年のときに大規模改修というのをするのは、新築でやりましても、長寿命化でやりましても同じですので、その費用は計算はしていませんが、同じだけかかるというふうに考えております。

そして、今回の長寿命化の工事ですけれども、構造体を残して、全て新しくしますので、その今言われている見た目ですとか、中身についても新築と同様のものになります。

そして、文部科学省なんかからは、すみません、お待たせしました。

文科省の長寿命化の指針というところの中に、「長寿命化とは、厳しい財政状況のもと、効率的、効果的に対策を進めるために従来のように40年で建て替えるのではなく、コストを抑えながら、建て替えと同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物も少ない、新しい方法として、長寿命化を進める」ということでやっていますので、今、それに加えて、この環境もよくなり、金額も安いということで、今回の長寿命化ということに至ったというふうになります。以上です。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 この答弁がすらすら、私はそういうふうなことならば、そういうふうになるのだろうなと思って質問したら止まってしまったので、やはりそこは副市長も含めて、ちょっと、こういうときにはきちんとそこまで用意して、やっていることは、今の説明

で全部わかったし、その説明なら全然、この2億いくらの根拠もわかったので、いいと思うのだけれども、あとは、あと、私はそれで納得しましたので、説明ありがとうございました。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 私、昨年の東小学校、また、北小学校の、東小か、北小の大規模改修のときも、同じような考えを持っていたのですけれども、やはりこのインフラ、長寿命化基本計画って、国土交通省でやっているやつは、やはり低炭素を見据えた、SDGsの考え方で、国の政策なのだなと、私もそれは思っていました。

それで、ましてここへきて、資材の高騰もありまして、もう少しまた差が、新築と改修工事の差が出てくるのかな、そんなことで、まあ考えていました。

多分、そういう国の施策に対応するために、国のほうからも補助金が出ていると思います。

そんなことも踏まえて、そんな答弁を私もいただければと思っていたのですけれども、そこらの考え方で、今後も多分長寿命化ということで、新築は少なくなっていくかなという感じはするのですけれども、私の意見としてはそんな感じでした。はい。

○梶原委員長 はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

先ほどの新築した場合、この規模であれば、3億1,000万ぐらいかなということだったのですが、今ある体育館を解体する費用とか、その基礎にあるものすごい量のコンクリートとかを処分する費用とか、そういったものも含めて、3億なのか。

そこにさらに解体費用とか、そういう処分費用が上乗せになるのか、ちょっと確認したいのですけれども。

○梶原委員長 石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 先ほどの3億1,400万の中に解体費用が含まれているかどうかですけれども、これには解体費用が含まれております。以上です。

○梶原委員長 そのほか、よろしいですか。

先ほど佐藤委員から北中の生徒数、今後どうなっていくのかの見通しみたいなのがわかればというのがあったのですが、調べますか。

湯澤学校施設担当副主幹。

○湯澤学校施設担当副主幹 教育総務課学校施設担当副主幹の湯澤でございます。

人数、生徒数なのですが、北中学校、今年度406名おります。

将来的な人数ですが、5年後の令和9年度の数字がありまして、383名となっております。

続きまして、あ、以上です。

○梶原委員長 そのほか、いらっしゃいますか、ご質疑、佐藤委員。

○佐藤委員 これからは、鹿沼市の、では鉄骨の建物というのは、大体100年ぐらい、鉄骨、そちらの理屈で言うと、途中直し直しでもつから、これからは何でも鉄骨というのは、新築しないで、壊さないで、直してっていうふうな考えでいいのかな。

市役所も鉄骨でつくればよかったかなと思ってしまうのですけれども。

○梶原委員長 佐藤委員、これはどこに、建築、都市建設部ですか。佐藤委員。

○佐藤委員 我々はこの北中のね、改修の妥当性ということで議論している中で、そちらがそういう理屈を言ってきたのですよ。長寿命化で云々だとかね。

だから、では、それと、だって、これからやることがね、言っていることと、やっていることが違ってはやっぱりおかしいわけだし、ね、午前中言ったことと、午後言っていることだって、既に変更ってしまっている中では、やっぱりこれは確認をしておきたいのですよ。そういう趣旨で聞いていますから、私はこれ逸脱している質問をしているとは思っていませんし、誰が答えるといったって、それは、そちらがお考えになることですから、それを言ったら、では、もともと、ねえ、以上です。

○梶原委員長 篠原行政経営部長。

○篠原行政経営部長 佐藤委員のご質問にお答えいたします。

まず市役所は、本体は鉄骨です。鉄骨に認めていただきました。はい、議会棟が木造ということですよ。

それから、今後なのですが、私どもの公共施設のもともとの計画がありますので、まずは使える施設は手を入れて使っていくのですけれども、役目を終えた施設は、当然民間に売却するか、もしくは、壊して、土地の再利用を図るか、そういうものは1件1件見ながら検討していくしかないかなと思っています。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 契約金額が2億2,847万かな、そうすると、これの補助金云々なんて話ありましたけれども、財源内訳はどんな見込みですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

こちらの中学校、当初予算、今年度、令和4年度の当初予算の段階で、こちらの中学校の北中を含む学校施設の整備事業なのですけれども、その中で、国庫支出金、これ国庫補助金、これは補助率3分の1になりますけれども、そちらが4,228万円。

すみません。それで、この北中学校の学校施設整備事業なのですが、北中のこの長寿命化工事のほかに、ちょっとほかの事業も入ってしまっているものですから、そのトータルしたちょっと財源内訳ということで、私のほうから申し上げさせていただきたいと思いますので、はい。

それで、その事業の中では、国庫支出金が4,228万円、それと市債、こちらが1億7,810万円、差引で、一般財源が5,244万円というような、5,244万円というような、以上が国庫補助、予算ベースにおけますけれども、財源内訳となります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 いろいろあると思うのですがね、有利な市債とか、いろいろ探しているのでしょうかけれども、どんな市債で対応するというようなお考えですか。

○梶原委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、鰻原委員のご質疑にお答えしたいと思いますけれども、こちらの学校教育施設整備事業債というようなメニューがありまして、こちらは充当率が90%、ただ、これは補助分と単独分で分かれまして、国庫補助に相当する分については90%、単独事業分については75%というような充当率になっています。

それと、交付税の算入率なのですが、こちらは70%ということで、有利な市債というふうなメニューとなっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 市としてもね、有利な市債を活用して、できるだけ手持ちの一般財源は使いたくないという考えでやるのでしょうから、それはそれで結構なのですが、長寿命化計画の中でね、このように体育館を直すわけですよ。

それで、私たちが今思ったことは、宇都宮の情報ですけれども、もう体育館も全て冷房機能がついた体育館にしてしまうのですよね。

そうすると、もうその事業が今年で終わるわけですよ、隣の宇都宮市は。

それで、私たちは長寿命化だって言って直す体育館が、この未来を担う子供たちにね、大いに活用して元気な子に育ててもらいたいと思うのですけれども、この温暖化の中、6月半ばぐらいからもう厳しいのかな、今は。

それで、今、ここでも9月半ばになっても、3カ月間ぐらいは必要ですよ。

そういう中で、この長寿命化というのは、空調機能がどのようになっているのか。そのご説明願いたいと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高橋教育総務課学校施設係長。

○高橋学校施設係長 教育総務課学校施設係長の高橋です。よろしくお願いたします。

今回の長寿命化改良工事の中の工事内容ですが、今回エアコンの設置等は特に計画をしているものではなくて、今回の改修工事にあわせて、将来エアコンの設置等ができるような形での断熱性能の向上を図る形で、屋根、外壁、配工部等に省エネ対策としての断熱効果を持つ、そういったものの工事を行う予定で計画をしております。

以上で答えとさせていただきます。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 今のお答え聞いていますとね、断熱効果が図れるように、将来計画しているのだと言うのですけれども、いつ頃までに計画しているのです？隣の宇都宮市はもう2020年に終わっています。

そうすると、鹿沼市の子供は何年遅れるのです？今の計画の内容をちょっとお知らせください。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高橋教育総務課学校施設係長。

○高橋学校施設係長 今のところ、校舎の普通教室等はエアコンの整備率が100%と整備されておりますが、まだ校舎等の特別教室棟のほうは未設置の教室が多く、そちらのほうを優先的に整備をする形で考えておまして、体育館のほうのエアコンの設置に関しては、特別教室棟の整備の後、屋内運動場のエアコンの整備を進める計画で考えております。以上です。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 全国的に見てね、もう普通教室はエアコンがついているというのは当たり前ですよ。ついてないほうがおかしい。これ全国平均でも、もう90%以上になっているから、ほとんどついているということですよ。

そして、今度体育館を直す、長寿命化計画でも何でもいいですよ。新しくしてもいい

ですよ。その中に空調設備が計画されていないというのは、だめですね。未来の子供たちを本当に考えているのかということになりますよ。もうそういうのは改めて、新しい計画に移して、一緒にもう、この直すときに、直さなくては。これは何年までに、まあ通るから、1、2年で終わるのですか。この体育館は。

- 梶原委員長 ちょっと内容的に教育福祉常任委員会の内容になるかなと思うのですが。
- 鰐原委員 いや、契約すると、この契約すると2億2,000万か、それで契約すると、何年までにこの体育館は終わる、工事請負契約を今締結されると、何年までに終わるのですかということですか。
- 梶原委員長 工事が終わるということですか。
- 鰐原委員 工事が終わる。生徒に使わせるのは何年から使えるのですかということですか。
- 梶原委員長 執行部の説明をお願いします。石川建築課長補佐。
- 石川建築課長補佐 建築課、石川です。

北中学校の長寿命化改良工事は、今のところ工期は、令和5年の6月30日となっております。

以上で説明を終わります。

- 梶原委員長 鰐原委員。
- 鰐原委員 令和5年の6月というとな、暑いとき、終わるのですよね。新しくなって来年。  
そうすると、来年度ですよ。始まるのだよね。生徒のね。工事は終わる。生徒の使うのは始まるのですよ。  
やはり空調設備も一緒にやることを私は提案いたします。  
それで、それができない計画ですから、私はこの工事請負契約に反対いたします。

- 梶原委員長 では、そのほか、増淵委員。
- 増淵委員 委員長、すみません。

確認なのですが、先ほど説明した構造体はあれして、体育館自体は新築ということで、その理解でよろしいですよ。そこがちょっと大きな問題なので、そこは確認、ここでとらないと、賛成、あれのときの要因になるのですけれども、新築並みで、外見から見たら、我々素人が見ても、新築に見える、それで、生徒さんたちが使って、あ、新築でよかったなというのが、なんだ、この、なんだ、長寿命化でできるということで、その理解でよろしいのですよねっていう確認なのですが。

- 梶原委員長 執行部の説明をお願いします。石川建築課長補佐。
- 石川建築課長補佐 建築課、石川です。

まず、先ほども説明したとおり、今回の体育館については、材料等は新築同等のものです。以上です。

- 梶原委員長 増淵委員。
- 増淵委員 先ほど、しつこいようなのですが、新築同等の、新しくつくるのだからあれなのだけれども、外見で見たら、構造体が隠れると、ほかのところはもう全く新しい、新築同様になるのかという確認なので、材料が新築とか、新築のを使うとかではないの、そこをちゃんと説明してもらわないと困るのだ。お願いします。

- 梶原委員長 石川建築課長補佐。
- 石川建築課長補佐 すみません。見た目についても、新築と同じようになります。以上です。
- 梶原委員長 佐藤委員。
- 佐藤委員 広さを聞いています。北中の体育館の広さ、844 で、例えば東中学校、今お持ちだったら知りたいのですよ。ちょっと比較したいので、それが1つと。
- あと、最初、平成23年の工事の金額、まだいただいてませんでした気がしますので、それが2つ。
- あと、文科省のその先ほど石川課長補佐から説明ありました文科省の指針というのはいつ頃発表されたものかって、3つまず聞きます。
- 梶原委員長 執行部の説明をお願いします。湯澤学校施設担当副主幹。
- 湯澤学校施設担当副主幹 教育総務課、湯澤でございます。
- 東中学校屋内運動場の面積であります、2,244平米となっております。
- 先ほどの費用については、申し訳ございません。今確認をいたしますので、もう少し々お待ちください。
- 梶原委員長 平米と、広さと平成23年の費用、予算、費用と、3つ目、文科省の指針。
- はい、石川建築課長補佐。
- 石川建築課長補佐 建築課の石川です。
- 先ほど佐藤議員のほうから質問がありました、先ほど私が説明をさせていただいた文部科学省からのという話ですけれども、学校施設の長寿命化改修の手引きというのが、文部科学省から出ていまして、平成26年の1月に発行されております。以上です。
- 梶原委員長 佐藤委員。
- 佐藤委員 北中の体育館が広くないというのは、もうずっと言われているのではないですか。844平米でしょう。それで、令和9年度にまだ383名の生徒がいるという計算でしょう。
- それで、片や東中が、2,244でしょう、約3倍弱、3倍弱でしょう。
- そうすると、ここで1回、では東中の生徒数と令和9年の見込み、もしあったら、聞きたいです。お願いします。
- 梶原委員長 執行部の説明をお願いします。湯澤学校施設担当副主幹。
- 湯澤学校施設担当副主幹 教育総務課、湯澤でございます。
- 東中学校の生徒数ですが、令和9年の数字は、すみません、持ち合わせておりませんが、現在ですが、864名おります。
- 以上で終わります。
- 梶原委員長 佐藤委員。
- 佐藤委員 私はまだ、これ思い切ってね、新築したほうが、これ全体にとっていいのではないかって、午前中のね、システム、災害のシステムね、引っ越し代、やっぱりかかってしまっているでしょう。もう、端的に言ってしまうと、結局、車検受けたり、板金とかやっていって、ずっとやっていったら結局新車買ってしまったほうがよかったというようなことが今回の東中のね、体育館にも言えるのではないかなというので、数字上はね、まだまだもつし、何十年というスパンでは、安いのだって言うけれども、ただ、

そもそもの車の構造として、たとえたらですよ、もう手狭で不便だなんて言っているのを、長く乗っているという意味ではね、金額的なものと、本来持っているその施設がもたらす幸福度とか、いろいろなね、効用ですか、効用というところを考慮すると、3億1,000万よりも、もうちょっと逆にね、エアコンもしっかり備えてやってしまったほうが、かえてそのいいのではないかって私はね、考えがあります。現にこれ東中のね、生徒、倍いますけれども、やっぱり3倍以上の広さ、東中の体育館は持っているわけですから、やっぱり北中が狭いというのは、ずっと言われていたことなので、これがでは逆に、もうちょっとね、増築するとかっていうのだったら、よかったですけれども、これは何か中途半端にお金をかけて、結局損してしまったということになっていくのかと思う意味では、僕は今のところ、ちょっとなかなか賛成していく材料というのが、ちょっと見つからないものであります。1回ここで、ちょっと質問は終わりにします。

○梶原委員長 質問ではないということですね。

そのほかありますか。石川委員。

○石川委員 石川です。

北中学校は、体育館もそうかもしれないのですけれども、校庭も結構狭くて、部活で使うときに場所を取り合うみたいな話があるのですけれども、そう考えると、逆に体育館をこれ以上、増築したら、ほかの面積が圧迫されるのではないかなというふうに思います。

それと、新築した場合と、長寿命化した場合で、工期が大分違ってくると思うのですが、その辺は、長寿命化のほうがうんと短く済むと思うのですけれども、工期について、お聞きしてもいいでしょうか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 建築課、石川です。

先ほどの工期についてですけれども、工期については、長寿命化改良した場合も、新築した場合もそれほど変わらないかなというふうに考えております。以上です。

○梶原委員長 石川委員。

○石川委員 わかりました。工期が短く済むのかなと思ったので、同じぐらいということで、わかりました。

それで、エアコンに関しては、これは意見なのですけれども、一般質問でも、いろいろとやりとりが、今回たまたま鈴木紹平議員が体育館の設置を一般質問していたと思うのですけれども、自分もちょっとエアコンのことで、質問するのに調べていて、それで、総合計画があつて、その下に、下にといいますか、教育ビジョンがあつて、その中に、特別教室の設置を進めていきますというのが明文化されていて、それで、答弁でも、順番にやっていきますということだったと思うのですよ。

それで、我々も、教育ビジョンとか、総合計画とか、議会でずっと、ねえ、議論してやってきたわけですから、その時点で、体育館に設置しなければならないというのであれば、そこを言っていかなければならなかったし、お隣の宇都宮がやるって言ったからって、突然私たちも「じゃあ、やらなきゃおかしいから、全部反対だ」というのはおかしいのではないかなというふうに思いました。以上です。

○梶原委員長 鰐原委員。

- 鰐原委員 私は、総合計画に反対していますから、別段支障はございません。
- 梶原委員長 増渚委員。
- 増渚委員 いいから、意見、委員同士で意見の言い合い、いや、私は思う、こういう、ここはあくまでも質問の場だから、こっちの意見はこっちの意見で言って、そっちはそっちでいいと思うのだけれども、それを言うのがこの場なのだから、みんな執行部が見ているのだから、あまり恥ずかしいやりとりはやめてください。
- 鰐原委員 恥ずかしくありません。お説教はしないで。
- 増渚委員 お説教じゃないんだ、普通のことなの。
- 佐藤委員 社会倫理として。
- 増渚委員 そうそうそう。だから、あまり私はこうだとか、各々言わない。
- 梶原委員長 秋澤財政課長。
- 秋澤財政課長 すみません。先ほど石川委員さんからのご質疑で、その工期のお話あったと思うのですけれども、実は、今回の耐震改修に当たっては、昨年度実施設計を行いまして、それで今回、今年度予算にこの工事費を上げて、今回契約の議案ということになったわけなのですけれども、そうしますと、今からを基準に考えると、当然新築というような方針が切り替われば、新築に向けた設計をやり直すことになるので、その分の工期は延びるということになるかと思えます。
- 以上で説明を終わります。
- 梶原委員長 佐藤委員。
- 佐藤委員 あれ、外壁のお金、聞きましたっけ。ごめんなさい。平成23年のやつ。
- 梶原委員長 まだ調べ中ですか。
- そのほか、ご質疑はありますか。佐藤委員。
- 佐藤委員 私は、最初午前中、20年と言っていたのが、やっぱりこういう状況になって、急に何か40年になったということの不信感というのは拭えないのですよ。
- それで、大分ね、当然、もちろん我々に対して、しっかりした答弁しなくてはということ、お昼の間、いろいろ準備されてきたのでしようけれども、これは申し訳ないですけれども、何か不信感というのは拭えないというの、私、今、正直あります。
- そういう中で、いろいろなね、それらしいね、ごめんなさいね、失礼な言い方していますけれども、私にとってはそれらしいような理論なりというのを、いろいろ用意されていますけれども、それやっている間に、23年の数字が出ないというのは、どうしたことなのかと思ってしまって、やっぱり僕は思い切った投資というのが、この鹿沼市に足りてないというのは、再三指摘もさせていただいていますし、いろいろなことをちまちま、ねえ、だらだら、ぐずぐずやってきてしまって、結果、高くついてしまったとか、結果、思ったような効用が得られてないというところが、本当にこの鹿沼の発展を阻害しているのではないかとこのところでは、私は、もちろん校庭が狭くなるとかね、それはありますけれども、そういう個別の問題は解決していけばいい中では、やっぱり北中の体育館が狭いということ、これは事実でありますし、ねえ、鉄骨というのは、長く使えるものだったら、では、ここで思い切って、1億ぐらいはね、これオーバーしますけれども、長い年数での効用って考えていけば、これは、今後のやりくりの中でカバーできることですし、僕はこの北中の、まだ23年のももらってない中では、まだ、これ結論、

採決には入ってもらいたくないですよ。

何だったら、次のいってもらいたいし、それで、逆に執行部のご都合で、一旦休憩とかもしていますので、ちょっと我々としても、この対応を少し検討したいので、多分認めてはいただけないでしょうけれども、委員長の権限いただけるなら、ちょっと会派で相談もしたいので、私は暫時休憩、そこら、どこかでいただきたいと思っています。以上です。

○梶原委員長 先ほどの佐藤委員の質問に対して、ちょっと調整をしていただきますので、暫時休憩といたします。

再開は、14時20分といたします。

(午後 2時11分)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 2時21分)

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。

午前中に耐用年数が20年延びるということで、ご説明したことに對しまして、佐藤委員からの疑念ということがございましたので、それについて、もう一度説明させていただきます。

私が申し上げたのは、構造躯体の経年劣化の回復工事といたしまして、外部鉄骨材の体躯構成を高めるための塗装、再塗装、こちらが概要にありましたので、それについての耐用年数が20年ということ、勘違いして説明申し上げたところでありまして、それについては、申し訳ございませんでした。

以上が、午前中の説明での説明になります。

○梶原委員長 そのほか、湯澤学校施設担当副主幹。

○湯澤学校施設担当副主幹 教育総務課、湯澤でございます。

平成23年の外壁改修の費用ですが、4,186万4,550円となっております。以上です。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 やっぱり信なくば立たずという話です。やっぱり最初とね、言うこと変わってしまうし、誤解でしたとかね、訂正でしたって、説明いただいても、やっぱり大事な、ビジネス上ね、やっぱり最初と言うことが変わってしまうと、なかなか大きな契約というのは、普通できないのだと思うのですよ。

それでもね、今示されている、ビジネスで考えたら、そちらからの提案されているものというのは、やっぱり現状、顧客のほうのニーズというものを、やっぱり狭かったりね、不便だったりというものを満たしていない中では、やっぱり自分はこれは、もう恐縮ですけども、いろいろお調べいただいたり、いろいろね、計画をされた上での提案ということには、これは議員としても、執行部に敬意を表しますが、私はこれはやはり反対させていただきます。

2階建てのね、体育館にすればね、校庭、割食わなくても、いいものもできたりするわけですから、やっぱりこれから避難所という意味合いというのもあったりする中では、それで、北中というのが、やっぱりまだまだ鹿沼市が上手に縮んでいく中では、縮まないところで、やっぱり活性化させていく地域ですから、そういったところが、大きく、

申し訳ないですけれども、ちょっと中途半端な形で延命するというのならば、やっぱり大胆に思い切ったものを、それをやったって、何十年って使うスパンでは、1億円も差がない中では、私は反対させていただきます。

それで、またエアコンがないというのも、やっぱり今ね、今の時期にせっかくリフォームするというのに、家で例えたら、今新築するのだったら、当然こういったものが入っているというのがない、なってない中では、本当にパッと見て、見た目だけね、壁が新しくなったというだけで、本質的な向上というものを、これは成し得ていないというところも指摘をさせていただきます。以上です。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段ないようですのでお諮りいたします。

議案第72号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を願います。

(挙手多数)

○梶原委員長 はい、賛成多数であります。

したがって、議案第72号については、原案どおり可とすべきものと決しました。

次に、議案第73号「工事請負契約の締結」についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。

議案第73号「工事請負契約の締結」についてご説明いたします。

鹿沼市立西小学校屋内運動場長寿命化改良工事(建築工事)の事後審査型条件付き一般競争入札を去る7月26日に行い、その結果、佐野屋建設株式会社が税込み2億1,560万円で落札いたしましたので、本契約を締結するためのものです。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増渕委員。

○増渕委員 先ほどのように、これ長寿命化なのですけれども、これも何年に建てた体育館なのだから、それで何年経ったのだから。

それと、平米数が、同じような金額なのですけれども、ほとんど変わらないで、平米数がいくらなのだからというのをちょっとお教え願えればと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。湯澤学校施設担当副主幹。

○湯澤学校施設担当副主幹 教育総務課の湯澤です。

まず体育館の建築年次なのですが、昭和47年の建築となっております。

改修の経過としましては、平成23年度に耐震補強を行っております。以上です。

○増渕委員 平米数。何で質問が1回で答えられないの、このぐらいのこと。

○湯澤学校施設担当副主幹 はい、すみません。面積ですが、598平米になっております。

○梶原委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 今回の工事契約の締結は、契約金額が2億1,560万かな、ですけれども、建築工事の概要書を見ますとね、屋内運動場と増築トイレと渡り廊下に分かれています。

それの各々の工事費をお示し願いたいと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 建築課の石川です。

すみません。全体の金額は出ているのですが、屋内運動場と増築トイレと渡り廊下については、設計書上は、直接工事費ということで、経費が含まれてない金額は今出ているのですが、合計に対して、今の言われている金額に対しての金額は出ていませんので、後でご報告でよろしいでしょうか。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 あのね、2億1,560万の契約が出ていて、その内容が、概要書が私の手元に入っていますよ。

ですから、当然ね、これは屋内運動場はいくらなのです、増築トイレはいくらなのです、渡り廊下はいくらなのですとかというのは、どこの工事もわかりませんか？私が聞くのほうがおかしいのかな。

○梶原委員長 石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 建築課、石川です。

すみません、今すぐ計算をして、ご報告いたします。申し訳ございません。

○梶原委員長 では、そのほかご質疑のある方はいらっしゃいますか。はい、増淵委員。

○増淵委員 先ほど佐藤委員のほうも、不信感、これでは不信感だらけだよ。

だって、我々の概要説明のときに、この渡り廊下やトイレの新築というのも含めて、この値段が出ていて、それを審議してくれと言って、この総務常任委員会があるわけだよ。

それなのに、何で今さら計算になるの？こんなの即答できなくてはおかしいじゃない。

それで、何でこの2億1,000万の根拠は何だよ。税金だよ、これ。ふざけているのも甚だしいよ。どこだよ、これやっているの。ちゃんと録音とっておいて。この杜撰さはおかしすぎだよ。今まで、俺も常任委員会経験したけれども、こんなに答えられない、答えられないって、2億だよ、216万じゃないよ。

それで概要説明、我々のところ、手に渡って、鰻原委員の言っていることは、至極当然だよ。即答じゃん、何が計算だよ。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これ同じようなことをちょっと見方を変えて聞きますけれども、北中の予算が2.2億でしょう。

それで、西小がこれ2.1億でしょう。

それで、体育館本体の面積が北中が900平米で、西小が600平米でしょう。

だから、同じね、3分の2の面積なのに、何で値段一緒なのだなんて、普通、これね、ビジネスだったら、提案してきたね、ベンダーに対して聞くわけですよ。「いやいや、お客様、これ増築トイレが西小は入っておりますから、その分高いんでございます」って、「じゃあ、その増築トイレはいくら分かっているの」って聞くのは普通これ当たり前だと思うのですよ。ええ。

本当にこれ、どういうことですか。渡り廊下は大体40平米だから、一緒かなっていうね、ざっくり見てもわかるのですけれども、あのね、こういうのがね、だから、結局、

さっきの不信感のというもの、もう1回言いますけれども、市役所の建設もそうなのですよ。やっぱりいろいろね、紆余曲折あって、何か話が変わってきてしまったというのがあるから、我々は今のスタンスとか立場上は、やっぱり北中のもそうだったけれども、真に受けて、そうだって信じて、はんこを押せないのですよ。

そういう中で、本当に増築委員からもあったように、これやっぱりこの増築トイレ分がね、出ないと、これは審議進まないと思います。以上です。

○梶原委員長 石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 建築課、石川です。

大変遅くなり、申し訳ございません。

2億1,560万の内訳を申し上げます。

屋内運動場本体、1億6,924万6,000円。

増築トイレ等2,867万4,800円。

渡り廊下、1,767万9,200円。

合計2億1,560万円になります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 同じことを伺いますけれども、この2億1,560万のまず財源について、財源内訳についてと。

この西小も、その空調設備はどのように考えているかというのをお尋ねいたします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

すみません、西小の予算ベースで、申し訳ないですけれども、私のほうからは、この予算ベースでの財源内訳を申し上げたいと思います。

西小の今回の長寿命化なのですが、これは事業費では、予算上は令和4年・5年の2カ年事業で、合計で2億9,409万6,000円。

その内訳としまして、国庫支出金3,354万7,000円。

また、市債が2億520万円。これは北中と同じく学校教育施設整備事業債になります。

それと一般財源が5,534万9,000円。

以上の内訳になっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 高橋教育総務課学校施設係長。

○高橋学校施設係長 教育総務課学校施設係、高橋です。よろしくをお願いします。

西小学校におけるエアコンの整備なのですが、北中学校長寿命化と同じような形で、今回の改修工事で、断熱性能の向上をさらに図り、屋根、外壁、配工部に断熱性能の高いものを選定し、断熱性能の向上を図っております。

エアコンの設置に関しては、今回は北中と同じように設置はしない方針で、将来工事におけるエアコンの設置を見込んで、断熱性能を高める工事を行う予定であります。以上です。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 先ほど聞かなかったのだけれども、断熱性能を高める建物にしておくのだと

ということだと、あと、冷暖房の機器を取りつければ、それ以上改修しないで、すぐに空調設備ができるというふうに理解しておいてよろしいですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高橋教育総務課学校施設係長。

○高橋学校施設係長 鰐原委員の質問にお答えします。

はい、エアコンを設置すれば、そのほかの改修は特に必要なく使える形になります。以上です。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 それとね、まあ何年間は、鹿沼の場合は、そのエアコン設置もできないということが明らかになっているのですけれども、例えば、断熱性能をよくしておくとか、そういうエアコン設備を使わなくても、これで長寿命化すると、中で運動している子供もいくらか温度が違うものですか。中の温度が違うかということです。今までの、改修前と改修後は。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高橋教育総務課学校施設係長。

○高橋学校施設係長 教育総務課、高橋です。

今までの既存の建物に関しては、特に、昔の建物であるので、断熱性能を持っていない古い建物の形なので、今回の改修によって、断熱性能が高まれば、そこで使用する温度、室温等に関しては抑えられるというふうに考えております。以上です。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっと財政課長に伺いますけれども、大体国庫補助金と市債の割合はね、北中も西小も同じになりますか？

○梶原委員長 説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、鰐原委員のご質疑にお答えしたいと思います。

そうです。同じ補助金、補助メニュー、また、起債メニューも同じものを使っていますので、基本的には同じになるかと思えます。

ただ、これは補助分と単独分ということで、当然補助分のところに、補助対象分ですね、補助対象分と単独分というのがありますので、その割合によっては若干の差は出てくるかと思うのですが、基本的には、その割合というのは同じになるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ちょっとゆっくり話すので、聞いてもらいたいのですけれども、また、ちょっとごめんなさいね。例え話をします。

同じ形の、大きさの車があったとします。普通だったら、修理するときって、同じではないですか。

だけれども、例えばですよ、いやいやこっちの車が高い理由を聞かれたら、「いや、これはアルミなんです」と、「アルミとか、マグネシウムとか、使っている材料が違うんで、普通のスチールの車より高いんですよ」って、「同じドア1枚の交換でも」って、ここまでわかってもらえますよね。

それで、聞きたいのですけれども、鉄筋のコンクリート造りの建物と鉄骨の建物、同じ大きさで広さだったとして、同じような改修をする場合に、どっちが手間がかかったり、コストがかかったりしますか。

○梶原委員長 石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 建築課の石川です。

佐藤委員のRCと、鉄筋コンクリート造とS造、鉄骨造ですね、に関して、どちらかのほうが金額が高いかというところですけども、一般的には鉄筋コンクリート造のほうが高いと言われております。以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。それ、もう聞きました。記録残っている。

では、これちょっと僕も間違いがあってはいけないので、ゆっくり言いますから、ご興味のある方はちょっとメモしていただきたいのですよ。

西小の工事、屋内運動場本体が1億6,900万円だって説明を受けました。トイレもわかったし、渡り廊下もわかったからね。

1億6,900万円を600平米ですよ、このS造は、で割ると、28なのですよ。

ということは、まあ素人なのでね、間違っていたら訂正したいのですけれども、平米単価28万という、そういう計算が成り立ちますよね。なるほど、このぐらいかかるのだと。

それで、北中に戻ります。

北中の何だ、総予算が2億2,800万円ですよ。

でも、渡り廊下の分を抜かなくてはならないのだけれども、幸いにして、渡り廊下の面積40平米は、西小で示している39平米とほぼ変わらないですから、2億2,800万円から西小の数字を引用して、1,767万円を引くと、2億1,033万円なのですね。

それで、その2億1,033万円を915で割ってみると、ちょっと小数点がずれたりしていますから、ちょっと皆さんと計算が変わるかもしれないのですけれども、22.9なのです。22.9万円、平米当たり。

そうすると、先ほどね、石川補佐は通常はRC造のほうが高くなるのだというのですね。

西小はS造なのに、平米28万円なのです。

片や北中はRC造なのに、22万円なのです。これ28と22というのは、どっちが高いのかって考えてみると、大きいほうから小さいほうを引くのだから、28引く22で6万違うのだから、あ、西小のほうが高くなっていますよねっていうことなのです。これをどう理解して、我々は、市民の代表として血税を投入する、2億円先を超える契約に対して、どういう理屈をいただければ、私は、これむしろ賛成しない佐藤誠がおかしいということになるのか、大いに悩むものであります。説明を求めます。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 建築課、石川です。

ちょっと確認なのですけれども、西小は鉄骨造で、北中も鉄骨造なのですけれども、鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリートのところがあるのですけれども、それはごくわずかでありまして、ほぼ鉄骨造ということで、構造的には鉄骨造ということになっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 では、佐藤委員。

○佐藤委員 いいですよ。

では、仮にもう一部だから、どっちも同じなのだって仮定したって、やっぱり西小の28万、北中の22万、これ、差、おかしいですよ。この6万の差は、どうなのかなっていう。

逆にもっとおかしくなってしまうのですよ。一部鉄筋ね、一部鉄筋だから、もうほとんど、もうS造なのですって言ったときに、もっとおかしくなってしまうのですよ、ええ。

○梶原委員長 説明をお願いします。石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 建築課、石川です。

すみません。先ほどの平米単価の違いですけれども、確かに平米単価が違うのですけれども、一般的な話になってしまいますけれども、平米規模が大きければ大きいほど、平米単価は安くなるというような傾向にありまして、それだけかと言われると、ちょっと今中身をよく精査してみないとわかりませんが、一般的には規模が大きくなればなるほど、平米単価は安くなるという傾向はあります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 だったら北中も、もうちょっとスケールアップしたものを建てるか、新築するほうが、スケールメリットが生かされるので、これ、なかなか悩ましいのですよね。何かね。これはね、ごめんなさいね、これ、もう今の時点では、これ、本当に、普通の、僕ビジネスという気持ちで議員をやっているんで、ではないと、代わりに、僕は市民に代わって、24分の1の権限で、やっぱり認めるか認めないかという仕事なので、これは僕、申し訳ないですけれども、賛成の挙手は、今の時点ではできないので、もう少しね、「いやいや屋根のつくりが違うんです」とか、もうちょっと納得するのをいただけないと、これ計算式、それともどっかで、僕は間違っていたでしょうかね。そうになってしまうので、これは苦しいです。苦しく、賛成してあげたいのに、苦しいです。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 予算の組み方でちょっと聞きたいのですけれども、多分、今回は細かく全部項目ごとに拾って、その積算根拠でこの金額が出たと思います。

多分平米いくらではないと思うのですけれども、執行部側としては、その辺の平米当たりという考え方で、俗にいう坪いくらとかということですが、その積算根拠はどういうふうに出しているのだから、ちょっと逆にお聞きしたいです。そんなところ。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 建築課の石川です。

積算の根拠ということですが、設計図を描きまして、材料一つ一つを拾いまして、数量を出しまして、それに対して、県で出されている単価を掛けて積算していると。

それで、単価のないものに関しましては、見積もりを3社とりまして、3社見積もり比較をとって、一番安いところを採用して入れていると。

それで、その単価、県の単価にないものは見積もり、または刊行物、建設物価積算資料というものを使用してやっております。

一応、平米単価とかで出しているものはありません。一応全部の、全ての材料の数量

の積み上げという形になっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 今回の工事も、みんな、多分、ホームページで、細かい内訳、これは全部出ていますけれども、やはりそういう、答えてもらわないと、平米いくらということで、例えば同じ体育館で、同じものを1個使うにしても、面積が少ないほうが高くついてしまうわけですから、そういった回答をやっぱりしてもらわないと、「平米いくらでこんなですか」って、一般の人はそう思いますけれども、その辺の回答をもらわないと、やはり納得できないところも出てくるのではないかなと思います。はい。以上です。

○梶原委員長 そのほかございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 これ、さっきの北中も西小もそうなのですけれども、これ西小のほうも工期は1年ということで、まず一つよろしいかというのと。

あと、これ両方、北中も西小も多分災害のときに避難所とかになっていると思うのですけれども、ちょっと話あれかもしれないですけれども、要はその避難所のために、夏避難するという方はいないと思うのですけれども、避難した方に、やっぱり快適な住環境というのも、僕は大事だなと思うのですけれども、ここにはやっぱりエアコンが、こういう、せっかく長寿命化をやるので、私もやはり先ほどの宇都宮市の事例ではないですけれども、宇都宮市さんは小中学校全部エアコンを設置、もう完了というふうになります。

ですから、早急に僕もできれば、避難所と指定される上でも、エアコンを今の段階でないというのはちょっとどうかと思いますので、ちょっと反対ということで、その工期だけちょっとお願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 建築課の石川です。

西小、北中とも工期は9カ月となっております。以上です。

○梶原委員長 鈴木委員、大丈夫ですか。

そのほかございますか。佐藤委員。

○佐藤委員 本当にもう1回単価がことほど違う理由、もう1回何かいただけないですか。

これ逆に、僕はこれ賛成できないですけれども、賛成する方だって、やはりつらいと思いますよ、胸を張って執行部からこういう説明があったので、それを信じますというものがないと、これは難しいのではないですか、本当に。

○梶原委員長 あれですか。今、市田委員の質問で、積算して、単価を掛けて、見積もりをとって出しましたというところでは、納得いかないということでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 いかないではないですか。だって、これ普通にね、素人で考えたって、こんなに差があるというのは、やっぱりおかしいですよ。やはりね、構造が違うのだとか、特殊なものだっていうのがないと、やっぱり北中だってぎりぎりだったのに、西小、これだと、やっぱり本当にね、「李下に冠を正さず」という言葉があるように、いろいろな、これ邪推を生んでしまうということは、我々全体にとって不幸ですから、もう少しこうね、「いろいろ素人の知らない積算でこうなったんだから、それがいいんだ」って言った

ら、我々何かね、これからA Iに何でも判断を委ねるとい社会がいずれくるかもしれないですけども、そのときに、もうA Iがどうしてそういう判断を出したかっていう、アルゴリズムもわからないまま従わなくてはならないってなるのですけれども、これは少なくとも人間がはじいてのものでありますから、これだけ有意な差が出た場合は、やはり説明をいただかないと難しいなって思います。以上です。

○梶原委員長 では、石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 では、佐藤委員の質問にお答えします。

まず、今の面積が広がると、平米の単価が安くなるといった別の理由ということなのですけれども、今思いつくところで言いますと、まず体育館については、面積が大きい、小さいにかかわらず、ついている設備はほぼ同じです。

例えば、トイレ、更衣室、倉庫、あとはバスケットのゴールとかですかね、体育器具、そういうものは一通りみんな同じについております。小さい体育館であっても、トイレはありますし、バスケットゴールもあります。

それを、そういったものを先ほど言ったように積算して、積み上げていって、足し算していくと、それを単純に面積、大きいもので割れば、それで平米の単価は当然変わってくるというようなことで理解しております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 内容、私、詳しく見てないからわからないのですけれども、西小の外壁は残して塗装するのですか、北中と同じで。それともまるっきりはがして新たに断熱性の高い外壁にしてやるのか、その辺のところ、ちょっとお聞きして、多分その辺の違いかなと思って聞くのですけれども。

○梶原委員長 石川建築課長補佐。

○石川建築課長補佐 先ほどの質問ですけれども、西小について、外壁についてですけれども、西小は外壁を全て張り替えます。はい。

北中については、先ほど説明した23年度に一部外壁を改修しているところについては、そのまま残して改修するという形になりますので、そこでも多少の差は出てくるかなというふうに考えております。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 いや、多少ではなくて、結構それ、外壁全部ですから、しかも、先ほど説明あったように、断熱性能を高くするということがプラスアルファになっているのにもかかわらず、北中はそのまま外壁塗装だと、それで、西小はまるっきりやり変える、そういう答えを出してもらわないと、納得してもらえないと思いますよ。すみませんでした。以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 言いたいことを言わせてもらいます。

大きいものをつくろうが、小さいものをつくろうが、基本的にまずベースとしてかかるものがあるから、それを抜いた上で、残った面積でいうと、北中のほうが1.5倍広いから、スケールメリットが生きるのだと、それでなおかつ、外壁がね、壁材を全部西小のほうは全とっかえするから、平米単価で割っていくと、結果的には高くなるのだから、

本当に市田委員おっしゃったように、そういうのが何で後から、促されないと出ないというところに、やっぱりこれ不信感を持ってしまうのですよ。ええ。

そういう中では、今の説明だけでも、これは賛成するに値する根拠だと思いますよ。賛成した方はその理屈を持って言えますけれども、やはり僕はこういったものは慎重にいかなくてはならないというところでは、やっぱりそういう営業マンが来たら、買えないですよ、車、普通に言われて、後になってから、「こうだ、こうだ」って言われても、それはやっぱり苦しいです。本当に最初にすらすらって言えてないということに対して、これは建築課だけの責任ではないのですけれども、やっぱり何かあるのかなと思ってしまいうちでは、これは私はこの、本会議ではちょっと悩むのですけれども、今この時点では、もっと自分は納得して賛成できる根拠を見いだせないという観点において、私はこれを反対させていただきます。以上です。

○梶原委員長 そのほかにありますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 73 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○梶原委員長 異議がありますので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○梶原委員長 賛成多数です。

したがって、議案第 73 号については、原案を、原案どおり可とすべきものと決しました。

次に、議案第 74 号から議案第 77 号については、物品購入契約締結についてになりますが、議案第 76 号については、市田登委員が鹿沼市議会委員会条例第 15 条の規定により、除斥の対象となりますので、先に議案第 76 号を議案とし、議案第 74 号、議案第 75 号及び議案第 77 号については、関連しておりますので、一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、市田登委員の退場を求めます。

(市田登委員 退場)

○梶原委員長 それでは、議案第 76 号について、執行部の説明をお願いします。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第 76 号 「物品購入契約の締結」についてご説明いたします。

新庁舎整備につきましては、全庁体制のもと、施設整備から備品の導入に至るまで、調整を進めてまいりました。

このうち備品につきましては、来庁者及び職員にとって快適で、機能的かつ経済的な新庁舎のオフィス環境を整備することにより、市民サービス及び業務効率の向上を図ることを目的といたしまして、オフィス設計等アドバイザー業者により来庁者の窓口の利用状況、職員の執務環境及び文書量の実態調査の結果を踏まえた「備品の配置・

購入計画」に基づき、その種類及び数量を決定してまいりました。

入札執行に当たりまして、備品の数量が膨大となることから、納期や設置スケジュールの確保、及び地元業者の受注機会の拡大を図るため、備品を所管部・種類で4つに分けて、指名競争入札を去る7月22日に行い、窓口及び執務室、会議室等にかかるカウンター・机・椅子等の備品を行政経営部において、収納什器を総合政策部において、それぞれ仮契約を締結をいたしたところでございます。

入札の結果、議案第76号の購入物品「鹿沼市新庁舎整備備品（第2期）（会議室・相談室等）」につきましては、会議室等のテーブル・椅子などの備品購入で、株式会社アールリスが税込み3,613万5,000円で落札をいたしましたので、本契約を結ぶためのものがございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

すみません。先ほどの議案第72号、第73号で、審議のため、都市建設部及び教育委員会事務局の職員に出席をいただいておりますけれども、ここで退席を許可します。

（都市建設部・教育委員会事務局職員 退席）

○梶原委員長 一応この76号を審議した後、休憩をとろうかなと思っていますので。

はい、鰐原委員。

○鰐原委員 同僚のね、市田委員が退席しましたけれども、その退席理由はね、2つあるのですよ。自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件と自己もしくはこれらの者に従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができないということになってはいますが、市田委員の場合はどちらに該当しますか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

ただいまの鰐原委員のご質疑にお答えいたします。

市田委員の場合は自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件のほうに該当いたします。

説明は以上です。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、市田委員は、アールリスの役員になっている、そう理解してよろしいでしょうか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。小杉議会事務局長。

○小杉議会事務局長 議会事務局長の小杉です。

株式会社アールリスの取締役ということで確認をしております。

説明は以上です。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○梶原委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。増淵委員。

○増淵委員 確認なのですけれども、我々議員の身分にかかわることなので、こういう入札の、一般競争入札のところに議員が、取締役が入っても何も法に触れることはないの

か。極端な話を言うと、株式会社で、私と、失礼かもしれないけれども、大島議員と小島議員と佐藤議員で株式会社をつくってしまって、それで物品の納入のあれをして、市のほうに、こういうことでやりますって言ったときには、認められるのかなという、極端なことを言うのですよ。

そういう形が、どういうところで入札条件とかあれにはなるのかなっていうことをちゃんと確認しておかないと、この審議はできないと思うのですけれども、その条件と、それがどういう形で入札条件に入るのかということ、それで、一般入札の中に入っても、何も法的には問題はないのかということ、その2つを確認したいと思うのですけれども。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

地方自治法では、請負人の中に、その地方議員が取締役であるとか、無限責任者、監査役、これらに準ずべき者、支配人とか、清算人に当たる人が入っていた場合には、その会社が業務の主要部分について、公共団体の請負が占めている場合につきましては、失職することがありますということで、それにつきましては、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合ということで、規定されております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 関口課長の説明、ちょっとわからない。もうちょっと詳しく、何、3分の2とか、何、かみ砕いて言ってもらわないと、業界用語とか、法律用語で言うのではなく、こういう、鹿沼市ではこういうことで、まずはじめに条件として、我々議員が取締役に入っている、先ほど聞きたいのは、何人入っているかが、それがちゃんと一般競争入札の条件として、どういう条件で入札にかかわれるのか、そこに議員が入ってもいいのか。

それと今度は競争入札をしたときに、その条件として2つね、まず入れるかどうかという条件と、競争入札の条件に両方とも議員が入っているのかというのは、どういうところをクリアすると、その一般競争入札に入れるのかという、その2つをもうちょっとかみ砕いて、鹿沼市の場合に落とし込んで言ってもらいたいのですけれども。

○梶原委員長 関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

議員が、その会社の役員であったとしても、入札に参加することはできます。

それで、その受注者と発注者については、その議員が入っていたとしても、罰則やそういう規定はございません。

それで、この入札に参加するのは大丈夫なのですが、主要な部分を占めているかどうかということにつきましては、発注者としても知り得ることができませんので、それを、その会社を議員がやっていたからといって、排除するということにはならないと考えております。

よろしいでしょうか。はい。

○梶原委員長 増渕委員。

○増渕委員 今、主語で、主要な部分って、何の主要な部分というのがないのと、それとさっき、議会の中で3分の2のあれだって言ったのが、全然今のから落ちてしまっているのだけれども、議会の3分の2のあれ、了承があればとか何とかって言っていたの、その2つのことが全然わからない。役員が入っていても受注ができて、あれだというのは、一般入札に入るといえるのは理解できました。

○梶原委員長 説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 その会社の業務の主要な部分ということです。はい、申し訳ございませんでした。業務の主要な部分ということでございます。

そして、議員の失職することについてでございますが、その業務の主要な部分を当該地方公共団体から請負っていた場合、ですから、その会社が、鹿沼市の仕事を半分以上であるとか、そういった場合ですね、はい。鹿沼市からの受注が半分以上を占めているとか、そういった場合については、兼業の禁止ということが適用されるということですね。

○梶原委員長 増渕委員。

○増渕委員 具体的に言うと、そういう難しいこと、主要のとかではなく、売上げが、例えば、年に1億あったら、そのうちの5,000万以上が市から請負っている人が、議員がそこに役員になってはならないということで、そういう理解でしょう。

○関口契約検査課長 そのとおりでございます。

○増渕委員 それでいいのだね。それでいいのだね。それがあって、それで今回はそういうことではないから、議員が役員として入っていても、受注に関しては関係、問題ありませんよという説明でいいのだね。その理解でいいのだね。

○関口契約検査課長 はい、そのとおりでございます。

○増渕委員 では、わかりました。

○関口契約検査課長 はい。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 あのね、半分以上という根拠はどこから出てきています？それ教えていただきたいと思います。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。よろしく願いいたします。

今回備品購入の入札にかかりまして、指名競争入札ということで執行のほうをしたのですけれども、まず最初に入札参加資格申請、その中で、アリスのほう業者登録してありましたから、指名のほうをさせていただきました。

それで、その内容について、まず議会事務局の小杉局長のほうから、まずこの議事に参加できない理由のほうを説明いたしまして、関口課長のほうから、契約検査課長のほうから、役員でもというところなのですが、詳しく説明させていただきますと、地方自治法第92条の2にですね、議員の兼業禁止という条文がございます。

そちらにおきましては、業務ですね、業務の、法人の役員であった場合、その兼業禁止の項目がありまして、その地方自治法の解説本の中で、最近の決算書により判断しまして、その団体、鹿沼市になりますが、鹿沼市に対して50%以上の売上げを占める場

合は兼業禁止の事項に当たるということで、入札参加資格申請の中で、令和元年の10月から令和2年の9月までの売り上げに対して、鹿沼市に対する売り上げが50%っていないということを確認しております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 令和元年の10月と9月というお話ですが、直近の年ではないのですか。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

契約検査課のほうに2年に1回、入札参加申請ございますので、その直近の数字で言いますと、令和元年の10月から令和2年までの9月の1年間が対象ということが、鹿沼市で把握している直近の決算の内容になります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 法人ですから、決算は毎年出していると思うのですよね。何月が決算期かわかりませんが、そうしますと、調べようによっては、2年に1回だから、令和元年の10月から9月までのやつでいいのだと、そういう解釈ですけれども、兼業の禁止に触れる重要な問題ですから、直近の1年前はどうだったかということはお調べにならなかったのですか。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 ほかの鹿沼市の物件もそうなのですが、あくまで入札参加申請の中で、調査確認をしておりますので、それ以外の形での決算内容は調べておりません。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私のほうからも、このアーリスさんのまず、その実績はどのぐらいになるのかという、一つ質問ですね。今までこういった備品の受注をやっているのか。

それと、これ地方自治法でももちろんこれは決まっていますから、代表者ではなければ、代表取締役でなければ、多分いいと思うのですけれども、例えば、アーリスさんとしての取締役で、今回載っているということなら、例えば、もうあと2つくらい会社があって、そっちも取締役、役員をやられていて、そっちでも仕事をとっているとか、そこら辺までは、まず調査はしている、そこまで調査はしないのですか。あくまでもアーリスだけの法人登記簿の役員を見るだけであって、実はほかの会社でもやっているよと、ほかの会社でとっているよと、そういった方法、施行でやられる場合はどうなのかというのと、あと、もう1個はこれ、地方自治法で決まっていますから、もちろん、これ国会でやらないと、法律が変わらないのはわかるのですけれども、例えば、鹿沼市独自で、例えば、直系3親等以内の役員が入っている場合は、これはとれないとか、そういったことはできるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

今回の件で言いますと、アーリスで市田委員が役員だという情報提供のもとに確認しておりますので、アーリスの部分を確認したというところでとどまっております。

それで、ほか、鹿沼市の制度ということになりますと、こちらが3親等とかということころが、地方自治法からさらに強化されることになりますので、こちらについては、検討課題になるのかなと思っております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鈴木委員、とりあえず、今のところは大丈夫ですか。

○鈴木委員 ということは、一応鹿沼市独自の条例でもなんでも、これできるということによろしい、強化できるということは、そういうことなのですかね。

○梶原委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 強化できるという形で、私が説明したのは、それは検討課題なので、そもそも法的に強化できるのかということからの検討課題になりますから、鹿沼市ですぐそういうふうに行けるといいうことから判断するということでの説明をしたつもりでございますので、そのように理解をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 では休憩のため、暫時休憩いたします。

再開は、3時30分とします。

(午後 3時20分)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 3時30分)

○梶原委員長 先ほどの鈴木委員の説明をちょっとしてもらいます。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

先ほど鈴木委員からアーリスの売り上げの実績ということの質問について、すみません、説明してなくて申し訳ございませんでした。

説明させていただきますと、令和元年10月から令和2年9月決算におきまして、売り上げは9億7,000万円程度と、鹿沼市に対する売り上げは10万7,000円程度ということで把握しております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 売り上げはいいのですけれども、要は、こういった備品の、備品の実績がどうなのか、実際やっているのかとか、前例があるのかというのをちょっとお聞きしたかったのですけれども、備品として、土木工事とか、建築工事ではなくて、備品としてどうなのかということ。会社を見ますと、そういった倉庫もあるわけでもないし、直接では業者から直接こっちに発注してしまうのかなと僕は思ったもので、そこら辺どうなのかということですね。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

物品等の購入実績としまして、いろいろな公共施設、こちらのスチール製品ですとか、スチール家具、今回庁舎のほうで購入するものなのですが、そういったものですか、ノートパソコン、あとはいろんなお店の造作家具ですね、いろいろな内容をやっておりまして、それをもとに鹿沼市においては事務機の指名登録をしているという状況になっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 登録しているのはわかるのですけれども、ほかのところでどのぐらいのその収めているのかっていうのが知りたいのですよ。他市町で、もしわかれば。

○梶原委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鈴木委員の質疑にお答えいたしますと、入札参加指名の中で、先ほど言いましたのは鹿沼市以外の公共施設ですとか、民間の学校、老人ホーム、そういったところで実績があります。はい。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほか、鰐原委員。

○鰐原委員 今回の76号かな、会議室のテーブル、とか椅子だっていう説明がありましたけれども、新しい新庁舎会議室はいっぱいあるのですけれども、どこの、どの会議室を指しているのか。

それと、テーブルはどんなものなのか、椅子はどんなものなのか、何基ほどなのか、それと、メーカーはどこなのか、お知らせ願います。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

今回のアリスの物件のほうの設置する会議室等につきまして、説明させていただきます。

まず今回議案資料にも記載されております常任委員会室、そちらと2階・3階に会議室がございまして、4階に大会議室ということでございます。

そのほか、各階に相談室等ございまして、そういった部屋に配置ということになります。

どういうものかという質問についてですが、基本的には1期と同じもので購入するという形をやっておりますので、特別会議室に折り畳み式のテーブルがあるのですが、それと、あとは4階・5階の今会議室、そちらのテーブル、そういうものと、あとは椅子については、特別会議室等の椅子と同じものを常任委員会室へ考えておまして、会議室にあるスタック椅子という、上に積み重ねられる椅子を大会議室等に買う予定で、購入する予定になっております。

それで、内訳についてなのですが、そのテーブル、ちょっと合算になるのですが、そのテーブルについては155台で、会議室の椅子、常任委員会、大会議室全部の部屋ですね、467脚、あとは電話台が9台ということになっております。

以上で説明を終わります。

失礼しました。メーカーですね。

メーカーは、内田洋行というメーカーになっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

そうしますとね、指名競争入札の結果をちょっと見てみますと、6社が入札に入って、

この件ばかりではなく、74号から77号は同じだと思う、必ず2社は辞退しているのですよね。

この同じ会社の2社の辞退というのは、どういうことで辞退しております？指名されている会社が、業者が6社あって、必ず2社は辞退なのですよね。そうだと思うのですよ、私、間違っただけから、そうですね。

その2社はなぜ指名されているのに辞退しているのだろうかと思うのですが、その点、ご説明願えればと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 今回の入札におきましては、購入物品がかなりの量になっております。

ほか、カウンターの上に鹿沼産木材を添架として使用しますので、納期もそれなりにかかります。

そういった理由から、円滑な納入が可能となるように、事務機器メーカー3社、そちらのいずれかと代理店契約を結んでいることを入札条件、仕様書のほうに代理店契約となっていることということで、条件を加えましたので、辞退者が出たのかなと考えております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 それではね、指名業者に選ぶ段階では、その事務機器メーカーと代理店契約を結んでなかった業者も入札に入れた、そういうことで解釈になります？

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰻原委員の質疑につきまして、委員おっしゃるとおり、そちら、メーカー代理店であるかどうかということの前に指名のほうをしております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 そうすると6社選んでも、実質は4社だったと、そういうことでの理解でよろしいですか。入札したのは、実質は4社で入札したのだと、そういうことでのよろしいですか。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

まず入札指名の条件としまして、メーカー代理店ではないとだめという指名はできませんので、一律市内の業者6社を指名しております。

それで、応札の条件としまして、メーカーの代理店であることということにしましたので、結果入札に応札したのは4社ということでございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 そうすると、応札の条件はね、最初知らせてなかったのですか。その実際2社がその辞退することに至った要因、最初に応札の条件をね、言っておけば、2社も最初から指名入札に行かなかったと思うのですよね。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

制度上としまして、業者登録している業者については、全て指名するという事で考えておまして、指名した際に、指名通知の中に、こういう条件で入札のほうをお願いしますという中に仕様としてメーカーの代理店であることということで記載して、通知のほうを送ったということになります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 通知を送っても、その2社は応札の条件がわからなかったのですか。だから、指名入札になって、違うの。うん。何か私、頭が混乱してしまったから。ちょっと休みますわな。はい。

○梶原委員長 すみません、説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

私の説明が足りなかったかもしれないのですが、まず指名のときに、業者にこういう入札をお願いしますという通知のほうを送ります。

そこで、設計の内容とか記載されております。

それをもとに指名された業者さんにつきましては、内容等を確認して、見積もりをとったりして、金額を固めて札入れということになるのですが、今回2社辞退というのは、まず指名しましたという通知を送った時点で、もう私のほうは応札できないのでということで、札入れの前に辞退の連絡がきたということの流れになります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、代表取締役がなれないというのはわかりました。

では、仮に、では議員が、例えばですよ、僕と、例えば佐藤議員、増渕議員、鰐原議員が役員として法人登記簿作成しました。代表取締役は一般人です。それで代理店契約すれば、今回の仕事もこれ、そんなに資格は、特に僕はないと思っていますから、これはとれるということによろしいでしょうかね。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

入札参加資格の申請で、審査が通って、登録業者になれば、応札のほうは可能になるという考えとなります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これ、この後のカスタマージャーニーなのですけれども、「入札とれました」って言ったら、内田洋行に電話してね、「うちのほうでとれたんで、例のやつ」って、「じゃあ、いついつに椅子」ね、例えば「50脚持ってきてね。あとはもう職員が受けてやっているから」みたいな、代理店はそのぐらいで、もう内田洋行に電話一本で入札とった後は、納品してくれてしまうのですか。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

1期のとときの経験で説明させていただきますと、1期工事、こちらより、今回の議案上程の内容より、ボリュームが大きい仕事のほうをお願いしました。

そちらについては、代理店がメーカーのほうに手配して、メーカーで納品するのですが、あくまで日程調整とか、そういう連絡は代理店から鹿沼市のほうにありますし、メーカーの方が下請で搬入がくるのですけれども、そのコーディネーターとして、その市内の、今回の契約業者さん、そちらが必ず来てやっていたので、いつも、「あ、いつも一緒にやられているんだな」ということで、私は見ておりました。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 でも、いついつにどこに何をというのだけメーカーに電話してしまえば、「あ、わかりました」って言って、そんなに代理店がいることによって納品時においての何か効用がもたらされるというところは、何かない気がしてしまうのですね。それをどうお考えですか。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 今回の入札につきましては、地元業者に発注するというので、発注しております。

それで、落札した業者がもちろん市内業者で、いつも連絡をとったりとか、いつも来てくれる業者さんなので、安心してお任せしているし、メーカーとの折衝も間に入ってやっていただいていますので、そういった人的な涵養というのはあるかなという認識しております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 確かに、もうそれを言うてはおしまいよという話なので、これ以上、もうね、僕はないのですけれども、では、入札、そのね、指名をしたのでしょうかけれども、今回の76号だけに限って言えば、ほかのも一緒なのですけれども、こういう指名を、対象の業者というのは6社っておっしゃっていましたがけれども、リストに載っている業者は、もう自動的に一律送ったわけですか。ほかにも12社ぐらいあったけれども、この6社だけを選んでというふうにしたものなのか、どんなものなのでしょうか。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

まず今回の物品ですね、こちらは事務機というカテゴリで入札のほうをしております。

それで、市内業者で事務機器の登録業者6社ということで、今回6社全て指名したという結果になっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、その6社の中で、例えば、もう事前にね、あ、この会社はやっぱり役員にこういう人がいるから、ちょっとやめておこうね、そのほうがお互いね、痛くもな

い腹をみたいだね、その李下に冠を正さずですよ。そんなね、我田引水だとか言われな  
いために、5社だけにしておこうとか、そういうことは行政の権限でできるのですか。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 登録業者6社につきましては、行政経営部の指名選定委員会でも、  
業者の内容ですね、そちらについて、この業者6社でいいかということは諮った上でや  
っております。

その中で、逆に入札、指名しないと、6社登録されているのに、1社はずすというこ  
とが、逆にできないという判断で、6社全て入札した、あ、指名です、失礼しました。  
指名したということでございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 はい、わかりました。まあまあ、そうですね。

では、逆にそういうことをした場合は、何かこの行政訴訟の対象になってしまうもの  
ですか。それとも委員会の判断で、職業選択の自由もありますから、フェアにという、  
なのかなというので、それ1個と。

あと、何かね、そのうちまた6社やっておいて、2社にはもう最初からとれないよう  
な条件を課すということのほうがむしろアンフェアなのではないのかなって、だって事  
務機器をうちは取り扱っていますということで、もう6社登録しているのに、代理店契  
約を結んでないとか、だって、物は一緒ですから、仮に受注できたとしたら、それで、  
それはやれたのではないのかなと思うので、そこは何となく恣意性というのを感じてし  
まうのですけれども、ちょっと鰐原委員の関連は、かぶっていますけれども、そこだ  
けは僕確認。

この76号だけのことを言っているわけではないです、全般のこととして、その疑念と  
いうのは聞いておきたいなと思います。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

76号だけではなくて、74、75、76、77号全てにおきまして、指名参加しているのに指  
名しないということになりますと、その相手方がどう受け取るかという形になりますの  
で、相手方から訴えられるかどうかは相手方次第になるのかなということで、鹿沼市で  
どうこうという判断というのは、ちょっとできない状態かなと思っております。それが  
まず1点ですね。

もう1点、代理店契約についてなのですけれども、先ほどもちょっとボリューム、物  
量ですね、量がかなり多いということと、金額的なものもありますので、契約履行能力、  
何の担保もなくて応札されて、金額、それで落札しました。それでふたを開けてみたら、  
「ちょっと買えなかったんですね」ということがないように、メーカー代理店という  
ことで、条件をつけさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほかございますか。藤田委員。

○藤田副委員長 私のほうから、ちょっと確認の意味で質問させて、質疑させていただき

ます。

予定価格と、あと最低制限価格についてお伺いいたします。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

藤田委員の質疑にお答えします。

質疑にお答えする前に、現在76号の議案審査になっているのですが、今の質疑については、74～77号、4件の説明をしてよろしいでしょうか。

○梶原委員長 委員の方、問題ありませんか。なければとりあえず全部聞いておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○網庁舎整備推進室長 はい、わかりました。

それでは、まず第74号、窓口カウンターにつきましては、予定価格が3,239万9,400円と。それで、最低落札価格、すみません、最低制限価格については、設定ありません。

続きまして、第75号、執務デスク、執務椅子についてなのですが、予定価格が3,762万2,200円ということで、最低制限価格はありません。設定ありません。

それで、76号、会議室その他についてなのですが、予定価格が3,613万8,300円と、それで、最低制限価格は制限ありません。

77号、収納什器についてなのですが、予定価格が5,106万6,400円ということで、最低制限価格は設定ありません。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほかございますか。はい、佐藤委員。

○佐藤委員 私はもう質問ないのですけれども、この76号に関しては、反対するものではないのですが、さりとていろいろな事情から私の信念上両手を挙げて賛成というものができない心情でございまして、先に私はこの採決、棄権という扱いを記録に留めていただけることを望みます。以上です。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 予定価格お聞きしました。それで、76号についてはね、予定価格が3,613万8,000円、それでよろしいですか。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

76号の予定価格については、3,613万8,300円となっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 私、入札はそういうふうに行ったかはわからないのですけれども、そうすると、落札金額が3,613万5,000円というのと、3,000万からの物の購入で、3,300円しか違わないのですよね。いや、これ1,000分の1ぐらいの違いかな。いや、これすごいなと思って、ただ感心しているのですけれども、こういうこともあり得るのですね。入札には。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 入札につきましては、設計を組んで入札します。

それで、落札のほうは、業者のほうで、業者さんのほうで入札しますので、鹿沼市のほうでちょっと見解する立場ではないのですが、こういうこともあるのだなということで説明を終わります。

○梶原委員長 そのほかありますか。鰐原委員。

○鰐原委員 これから採決をとると思うのですけれども、私はこの件について棄権したいと思うのですけれども、棄権の意思はどう表したらよろしいのでしたっけ。委員会の場合は、外に出るのでしたっけ。棄権という場合はどういうことでしたっけ。

○梶原委員長 今まで棄権と言って受け付けていましたけれども、基本的には退出していただいて、その数に含めないをしたいというのが、するべきですということです、棄権のときは退出をしていただきたいと思います。

○鰐原委員 退出。

○梶原委員長 退出。

○鰐原委員 委員会の場合は退出する、本会議の場合は棄権のボタンを押す、そういうことでよろしいですね。

○梶原委員長 はい。

○鰐原委員 退出する。

○梶原委員長 そのほかございますか。

（「ありません」と言う者あり）

○梶原委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第76号については、原案どおり。

○鰐原委員 異議ありって言わないとだめなのではないの。

○増淵委員 それで大丈夫。

（「異議ありになってしまうと、すぐ採決になる」と言う者あり）

○梶原委員長 お諮りいたします。原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○梶原委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで、市田登委員の入場を許可します。

（市田登委員 入場）

○梶原委員長 次に、議案第74号 物品購入契約の締結について、議案第75号 物品購入契約の締結について及び議案第77号 物品購入契約の締結については関連しておりますので、一括して議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤行政経営課長。

○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤でございます。

それでは、議案第74号 「物品購入契約の締結」についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましても、新庁舎に設置する備品のうち、窓口ローカウンター・窓口用椅子等の備品購入につきましては、指名競争入札の結果、株式会社シブエが税込み3,201万円で落札いたしましたので、本契約を締結するものであります。

続きまして、議案第75号についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましても、新庁舎に設置する備品のうち、事務用デスク・事務用椅子等

の備品購入につきまして、指名競争入札の結果、株式会社マツヤが税込み 3,691 万 6,000 円で落札をいたしましたので、本契約を締結するものであります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 益子総合政策課長。

○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

議案第 77 号 「物品購入契約の締結」についてご説明いたします。

新庁舎に設置する備品のうち、収納什器につきましては、指名競争入札の結果、株式会社シブエが税込み 5,003 万 9,000 円で落札したので、本契約を締結するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 74 号と 75 号と 77 号のメーカーを教えてください。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

議案第 74 号、窓口ローカウンター、そちらにつきましては、内田洋行となります。

それで、75 号、事務用デスク、事務用椅子についてなのですが、事務用デスクにつきましては、コクヨとなります。それで、事務用椅子につきましては、イトーキになってございます。

それで、第 77 号、収納什器につきましては、内田洋行ということになっておりまして、そのメーカーについては、1 期と全て同じメーカーということになっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。鰐原委員。

○鰐原委員 まあ聞きましたら、内田洋行が 3 案件ですね、それと 1 つの案件が、75 号がコクヨとイトーキでしたけれども、先ほどの 76 号でご説明があったように、そのテーブルとか、椅子とかね、何基ぐらいだったのか、各々、説明願いたいと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

議案第 74 号、窓口ローカウンターにつきましては、窓口ローカウンターが 26 台、窓口用 3 段収納棚、そちらについては 9 台、窓口用椅子 190 脚と、あとキッズコーナー、ベビーコーナーというところでは、一式ということで、1 階と 2 階に置くようになっております。

続きまして、75 号、事務用デスク、椅子についてでございますが、事務用デスクが 228 席、事務用椅子が 170 脚、デスク下ワゴンが 170 台となっております。

議案第 77 号の収納什器につきましては、執務室内用の収納棚が 100 台、集密書架用のハンドル式移動棚が 7 カ所となっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。鰐原委員。

○鰐原委員 説明ありがとうございました。

それでね、75号に関しましてね、辞退が、指名競争入札の辞退が4社ありましたよね。

そうすると、先ほど言った76号で言った2社の理由は、メーカーとの代理店契約がないから応札に応じなかったのだということの説明を受けましたけれども、75号に対して、あと2社はどんな理由で辞退なさいました？

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

議案第77号につきましては、執務デスクと執務椅子ということで、コクヨとイトーキのメーカー指定ということになっておりますので、メーカー代理店、コクヨ、イトーキの代理店でないと、応札できないということになりますから、4社辞退になったのかなということで考えております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 網さん、あれ、75。

○網庁舎整備推進室長 あ、すみません。77って言いましたけれども、言い間違いでございます。訂正させていただきます。75号の議案となります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、75号ではね、コクヨとイトーキとの代理店契約がないとだめだとした理由は何でそういうふうにしたのですか。ほかは内田洋行との代理店契約があればいいのに、それで、75号だけはコクヨとイトーキの代理店契約を持っているところではないとだめだと、そうすると、要は、見るとね、シブエさんとマツヤさんはコクヨもイトーキも内田洋行も代理店になっているというふうに見てとれるのですが、それよろしいですか。

○梶原委員長 説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたしますと、まずメーカー指定の前に、今回の物品購入につきましては、あ、備品購入か、1期と同じもの、そちらが、形、色とか、全庁統一しまして、フレキシブルな運用を行いますので、1期と同じものを指定のほうをさせていただいています。

そちらの結果、74号と76号と77号は結果内田洋行の代理店で、75号についてはコクヨ、イトーキの代理店ということで、結果論としては、2社、4社、シブエさんとか、マツヤさんとかについては、3社代理店だったのかなということで考えております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございました。

○梶原委員長 そのほかありますか。はい。

別段質疑もないのでお諮りいたします。

あ、鰐原委員。

○鰐原委員 76号と同じように、私は棄権いたしますので、退出させていただきます。

○梶原委員長 はい。

議案第74号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第75号については、もとい。

続いて、議案第75号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第77号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第80号 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第80号「鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ご説明をいたします。

お手元の「新旧対照表」の1ページをご覧ください。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業の取得回数や、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するためのものがございます。

具体的には、子供が3歳になるまで取得できる育児休業の取得回数が今までの1回から2回に増えるとともに、また、それとは別に子の誕生日から57日以内に父親が取得できる「産後パパ育休」の取得回数が1回から2回に増えることとなります。

これにより、母親の職場復帰を父親がサポートしやすくなるなど、柔軟な対応が可能になるものであります。

あわせて、附則による改正分といたしまして「鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を一部改正いたします。

具体的には、職員の妻が出産する際に、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するために5日間取得できる、いわゆる「育児参加休暇」の取得可能期間が、出産の日から8週間までだったものが1年後までに延長になるものであります。

施行日は、令和4年10月1日を予定しております。

以上で、「鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 80 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 87 号 鹿沼市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

議案第 87 号 「鹿沼市職員の退職手当に関する条例の一部改正について」ご説明をいたします。

追加で配付されました「新旧対照表」の 1 ページをご覧ください。

本議案は、国家公務員退職手当法の改正により、フルタイム会計年度任用職員の退職手当支給の要件を緩和するためのものがございます。

具体的には、フルタイム会計年度任用職員のひと月の勤務日数が、18 日以上ある月が引き続いて 12 カ月を超えれば、退職手当の支給対象とされていることにつきまして、勤務日数と要勤務日数に差がない状況もあることから、正規職員の要勤務日数が 20 日に満たない場合には、20 日と要勤務日数との差を、18 日から減じた日数をフルタイム会計年度任用職員の勤務日数とみなすものがございます。

なお、こちらも施行日は令和 4 年 10 月 1 日を予定しております。

以上で、「鹿沼市職員の退職手当に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 87 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会におきまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、今回は任期最後の委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきたいと思っております。

委員長になりましてから 1 年間、コロナ禍ということもあり、不慣れな委員会運営ではございましたが、皆様のご協力をいただきまして、何とか役目を果たすことができたと思っております。

これからもこの経験を市政発展のために役立てたいと思っております。

皆さん、1 年間、大変お世話になりました。

ありがとうございました。(拍手)

○藤田副委員長 私のような新人議員を正副委員長として務めさせていただきました。このような機会をつくっていただきました先輩議員の皆様にまずもって感謝申し上げます。

この今回の経験を生かしながら、引き続き鹿沼市議会の運営に協力させていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

1年間、ありがとうございました。(拍手)

○梶原委員長 これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

(午後 4時14分)